

令和6年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和6年9月4日 午前10時00分 開会
午後 4時02分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- | | | | | |
|------------|-----|------|-----|------|
| 3. 出席議員15名 | 1番 | 西川善浩 | 2番 | 横井晶行 |
| | 3番 | 柴田三乃 | 4番 | 坂本剛司 |
| | 5番 | 杉本訓規 | 6番 | 梨本洪珪 |
| | 7番 | 吉村始 | 8番 | 奥本佳史 |
| | 9番 | 松林謙司 | 10番 | 谷原一安 |
| | 11番 | 川村優子 | 12番 | 増田順弘 |
| | 13番 | 西井覚 | 14番 | 藤井本浩 |
| | 15番 | 下村正樹 | | |

欠席議員 0 名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也	企 画 部 長	高 垣 倫 浩
総 務 部 長	林 本 裕 明	財 務 部 長	米 田 匡 勝
市民生活部長	西 川 勝 也	都市整備部長	安 川 博 敏
産業観光部長	植 田 和 明	保健福祉部長	中 井 智 恵
こども未来創造部長	葛 本 章 子	教 育 部 長	勝 眞 由 美
上下水道部長	井 邑 陽 一	監査委員事務局長	堀 川 雅 樹

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板 橋 行 則	書 記	神 橋 秀 幸
書 記	岸 田 聖 士	書 記	西 邨 さくら

6. 会議録署名議員 10番 谷 原 一 安 12番 増 田 順 弘

- ## 7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	2	横井 晶行	一問一答	高田川北流のメンテを問う	担当部長
				防犯カメラの設置	担当部長
2	9	松林 謙司	一問一答	発達障害、就学前の早期発見について	市 長 担当部長
				登下校時の暑さ対策について	教育長 担当部長
				書かない窓口の導入について	市 長 担当部長
3	4	坂本 剛司	一問一答	熱中症特別警戒アラート対応について	教育長 担当部長
4	1	西川 善浩	一問一答	三世代同居・近居の推進について	市 長 担当部長
				市長の諮問機関である委員会等における議員の職務について	市 長 副市長 教育長 担当部長
5	10	谷原 一安	一問一答	補助金等交付の適正化について	市 長 担当部長
				内部統制環境の整備について	市 長 担当部長
6	14	藤井本 浩	一問一答	土地開発公社の解散について	副市長 担当部長
				市職員の就業時間帯について	市 長 副市長 担当部長
				自衛隊駐屯地誘致の考え方について	市 長
7	7	吉村 始	一問一答	予防接種後の副反応について	市 長 担当部長
				葛城市の保育施策について	市 長 担当部長
8	5	杉本 訓規	一問一答	子育てしやすいまちづくりについて	市 長 教育長 担当部長
9	8	奥本 佳史	一問一答	行政や職員に対する様々な要望等への対応について	市 長 副市長 担当部長

10	6	梨本 洪珪	一問一答	阿古市政における行財政改革と内部統制について	市長 副市長 担当部長
----	---	-------	------	------------------------	-------------------

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月26日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含め60分以内とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

横井晶行議員。

横井議員 皆様、おはようございます。今日は大きく2個、発表いたします。

1つ目は、高田川北流のメンテを問う。2つ目、防犯カメラの設置を問うが2個です。よろしく願いいたします。

この後は質問席で行います。

川村議長 2番、横井晶行議員。

横井議員 理事者の皆さん、古今東西、河川の氾濫等、水災害は地域住民にとって最大の不安事項なのでございます。一級河川である高田川の保水能力が何年も前から低下しており、その危険性が当該地域の区長たちからも書面にて市行政に対し補修願が出されております。このことは、分かりやすいように高田川の断面構造を器に例えますと、食器のフライパン、食器のお鍋のようなものです。これぐらいの河川構造の差があるのです。つまり、川底に堆積土が積もって、川底の浅いフライパン状態の河川なのです。当然に、フライパンの状態であり、水の保水能力が少ないものですから、ゲリラ豪雨の際には、本流の高田川が満水近くになり、水の逆流現象も発生し、地域、区内に流れる用水路が越水し、あふれ出すのです。そのあふれ出した水が、地域住民宅で床下浸水になっている現状でございます。

さらに、もしも、高田川が決壊でもしたら大変なことになります。そのため、何年も前から、当該区域の区長たちから、堆積土除去の補修願が出されております。そこで、過去のこのような市民からの切実なる陳情、補修願に対して、市行政はどのような対応をとってこられたのでしょうか。お願いします。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 おはようございます。都市整備部の安川でございます。よろしくお願いします。

要望に対する市の対応についてでございます。高田川北流の管理につきましては、周辺区より、堆積土砂の撤去を行うしゅんせつ、樹木伐採等の要望をいただいております。該当の要望箇所については、一級河川でありますので、奈良県の管理となっております。市で収受いたしました要望書につきましては、市長名で、所管します高田土木所長宛てに、区の要望書とともに要望書を提出しております。

なお、該当箇所に係る令和6年度の奈良県の竣工予定につきましては、高田川北流約600メートルの区間、しゅんせつ工事を行います。現在、竣工、土量等の測量を行っており、年明けに工事を行うとのことでございます。また、河川のしゅんせつにつきましては、多くのまちの課題であるため、奈良県市長会を通じまして、県知事に対し、毎年、しゅんせつに係る予算の増額を要望しております。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 まさしく、さきに述べましたように、河川の氾濫等の水災害は、地域住民にとって最大の不安事項なのです。これからも市行政は県に対し、葛城市はしつこいと言われるぐらいに、奈良県に要望を出していつてもらえるのでしょうか。お願いします。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 区からいただきました要望につきましては、引き続き奈良県に要望してまいります。一級河川につきましては、県に要望いたします。管理区分が市の部分につきましては、市で対応するとともに、県と協力し、河川の管理を十分行い、災害防止に努めてまいります。また、河川のしゅんせつだけに限らず、ため池の貯留浸透事業に取り組んでおります。大雨時にため池から一気に河川に水が流れ出ないように、河川の越水、氾濫を防ぐ等の対応も含め、様々な施策を講じてまいります。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 ありがとうございます。次のテーマに入ります。

次に、理事者の皆さん、いよいよ、日本は少子高齢化時代を迎えているのです。その中で、葛城市に在住される高齢者の方々にとって、住みやすい環境づくりが今、重要不可欠なであります。そのためには、まずは防犯対策が大切であり、その先駆けとして、私は、今回、葛城市内の要所要所に防犯カメラの設置をご提案するものであります。市行政は防犯カメラの設置を調査、検討される余地があるのでしょうか。お願いします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 改めまして、おはようございます。総務部の林本です。よろしく願いいたします。

防犯カメラは、市内の犯罪抑止や事件解決の糸口という観点から非常に有効であると考えてきた結果、本市では、既に平成28年度から令和5年度までに市内66か所に設置をしまして、令和6年度は、新たに3か所に設置を予定しております。令和6年度設置分で、令和5年度までの大字要望としていただいている分の中で、警察協議を実施した上で必要とされる場所につきましては、全て設置完了となります。しかし、今後も、様々な理由などによ

り、大字からの防犯カメラの設置要望は出てくるものと推察されることから、大字への防犯カメラ設置に対する費用助成の導入を予定しているところでございます、それに向けて調査を実施する予定でございます。

川村議長 横井議員。

横井議員 ありがとうございます。有言実行が大切であります。では、いつから調査検討していただけるのでしょうか。お願いします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 令和7年度より導入できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、近日には、各大字に対して、生活安全についての意識調査を行い、防犯カメラに関するニーズなどを把握した上で制度設計を行いたいと考えております。

川村議長 横井議員。

横井議員 理事者の皆さん、古今東西、そして、前回、今回もそうですが、私は、市民の皆様からの声、要望、質問を必ずや市行政にお伝えします。そして、その要望の実現のために日々努力、邁進をします所存であります。改めて、理事の皆さん、長らくのご清聴ありがとうございます。

川村議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は3点ございます。まず第1点目が、発達障害、就学前の早期発見について。第2点目が、登下校時の暑さ対策について。そして3点目の質問、書かない窓口の導入について、以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川村議長 松林議員。

松林議員 それでは、まず第1点目の質問、発達障害、就学前の早期発見についてお伺いをさせていただきます。発達障がいとは、自閉スペクトラム症ASD、注意欠陥多動症ADHD、そして限局性学習症SLDなど、脳機能の発達に関係する障がいです。ほかにも発達障がいには複数の種類があります。チック症、吃音などがあります。発達障がいのある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮される場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。発達障がいの人たちが、個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの気づきと適切なサポート、そして発達障がいに対する私たち一人一人の理解が必要です。

自閉スペクトラム症ASDの具体的な症状としましては、言葉の発達に遅れが見られる、おうむ返しが多い、会話が成立しないなどがあり、他者とコミュニケーションをとったり、関係を築いたりするのが苦手です。また、日常生活で同じ行動を繰り返したり、特定のことに強いこだわりを見せたりする症状も見られます。こうした症状から、自閉スペクトラム症

がある子どもは、なかなか友達をつくれなかったり、友人関係が一方的になったりすることが多く、人間関係で悩みやすい傾向にあります。そして注意欠陥多動症ADHDは、不注意と多動、衝動性を主な特徴とする発達障がい概念の1つです。同年代の子に比べて落ち着きがなく、学校では授業中に立ち歩いたり、先生の話をじっと聞いていたりするのが困難です。作業をしていても不注意でミスを起こしたりしやすく、周りから注意が足りない、失敗しやすいとみなされることがあります。

次に、学習障がい、限局性学習症SLDは、読み書き能力や計算力など算数機能に関する特異的な発達障がいの1つです。困難を感じるポイントには違いがあり、読みが苦手な場合は読字障がい、書くことが苦手な場合は書字障がいなどと呼ばれることもあります。例えば、書字障がいのある子どもの場合、メモやノートをとることに集中し過ぎて授業の内容が分からなくなることがしばしば起こります。日本では板書を伴う授業が多いため、読み書きが苦手だと学習に支障を来すケースが多く、勉強についていけないなどの問題が生じやすくなります。いずれのタイプの発達障がいも、幼少期や学童期に症状が現れ始めます。特に幼稚園や小学校などの集団生活を開始すると症状がより顕著になります。小学校低学年の頃から、学業成績の低下や周囲とのあつれきなどによって意欲や自信が低下するケースも少なくありません。

一方で、障がいのタイプや重症度によっては成長するとともに症状が目立ちにくくなることもあります。しかし、単純なミスや不注意を起こしやすいことなどで社会人になってから生きにくさを強く実感し、二次的に不安症状や鬱症状などの精神的な変調を併発することがあります。発達障がいの早期発見、早期支援が大事であります。

発達障がいなどが心配されるお子さんについては、早い段階で個々の特性に合わせた適切な支援が必要であろうかと思います。日本では、3歳児健診の次に受ける健診として、小学校入学前に行う就学時健診が知られております。これらの健診は、理由がない限り、ほとんどの子どもたちが受診をしております。最近では、乳幼児健診の5歳児健診に注目が集まっています。5歳という年齢は、言葉の理解や社会性が発達する時期なので、発達障がいが見つかりやすい時期とされています。また、保護者が自分自身の子育てが順調なのか、発達は大丈夫なのかと不安を感じるが増える頃でもあり、このタイミングで健診を行うことで、子どもの特性を早めに発見し支援することができます。

3歳児健診では学習障がいを的確に見つけることが難しいという意見も多く、5歳は軽度発達障がいの早期発見に早過ぎず、遅過ぎない年齢と考えられており、この時期の健診が勧められております。

ここでお伺いさせていただきます。葛城市における乳幼児健診は、何歳の乳幼児健診を実施しているのか。また、5歳に乳幼児の健診は実施しているのか、お示してください。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、葛城市におきましては、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査を行っております。その中で、

母子保健法において義務づけられている健診は、1歳6か月児健診と3歳6か月児健康診査となっております。1歳6か月児健康診査では、身体発育状況、栄養状態、精神発達の状況、言語障がいの有無など11項目が検査項目で、3歳6か月児健康診査では、目の疾病及び異常の有無、耳、鼻、咽頭の疾病及び異常の有無の2項目が加わりました13項目が検査項目となっております。それ以外の4か月児健康診査、10か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査は、葛城市が母子保健法に基づき任意で行っております。5歳児健康診査につきましても任意でありまして、現在、葛城市では実施しておりません。お願いいたします。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり問題行動を起こしてしまったりすることが少なくないと言われております。5歳児健診によってそうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるようになり、実際に5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もあります。また、子どもの成長に不安を感じているが相談できる場がなく、1人で抱えてしまう保護者も多いと思われます。我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要であろうかと思えます。

ここでお伺いいたします。葛城市におきましても、5歳児健診を早期に実現するべきであると思いますが、お考えをお示してください。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 こども家庭庁からの5歳児健康診査支援事業についての通知によりますと、5歳児健診の目的は、幼児期において、幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長、発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導も行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としております。

葛城市におきましては、3歳6か月児健康診査以降の子どもにつきましても、こども未来創造部、こども・若者サポートセンターにおきまして、市内保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校へ臨床心理士が月1回から月3回訪問し、巡回相談を行っております。巡回相談は、子どもの育成支援を目的に、子どもや保護者、保育士、教員と面談などを行っており、子どもの社会的困難さを実際の場面で把握することができ、子どもに効果的な支援ができるものでございます。したがって、5歳児健診で主に求められている目的は遂行できていると考えております。また、未就園児に対しましては、健康増進課では、保健師、管理栄養士、助産師などが乳幼児健康相談を行い、こども・若者サポートセンターでは、臨床心理士がすすく相談を、子育て相談は家庭相談員や保健師等で対応しております。

健康増進課とこども・若者サポートセンターでは、妊娠期から出産、子育て期まで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ、切れ目のない支援体制の

構築を行っております。しかしながら、議員お述べの、5歳児健康診査を設けることにつきましては、節目、節目で支援が必要な子どもを早期に発見する機会が多くなることは意義のあることであります。5歳児健診につきましては、他市の実施状況等を参考にしながら今後研究してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

川村議長 松林議員。

松林議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございます。発達障がいなどを早期発見し、安心して小学校入学につなげることができる機会を、子どもの成長に合わせて、節目、節目で少しでも多く持つことは大事なことであります。我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診の実施は異議のあることだと、このように思います。5歳児健診の実施を切に要望いたしまして、第2点目の質問、登下校時の暑さ対策についてお伺いをさせていただきます。

この夏も連日、熱中症警戒アラートが発表され、猛暑が多く続きました。初秋9月に入りましても、東太平洋の赤道付近の海面水温が平年より低くなる気象現象、ラニーニャ現象により猛暑が長引くおそれがあります。2学期に入りましても、猛暑の中での登下校時の熱中症が心配されるところであります。子どもの熱中症による救急搬送人員は、令和5年5月から9月の合計が1万384人で、前年度に比べて2,180人多く、直近5年で最も多くなっております。子どもは大人に比べて熱中症になりやすいと言えます。

その主な理由の1つに、地面の照り返しを受けやすいことなどが挙げられます。照り返しとは、日の光が当たり続けて地面が熱くなり、その熱が周囲に跳ね返る現象です。特にアスファルトの照り返しは強く、熱が子どもの体に当たって体温が上昇しやすくなります。子どもは大人に比べて身長が低いため、地面からの照り返しの影響を強く受けやすいと言えます。

サントリー食品インターナショナル株式会社は、気象専門家の株式会社ウェザーマップとの共同検証実験から、地面の照り返しの影響の差などにより、子どもの身長の高さで計測した気温が、大人と比較してプラス7度程度になることを確認したとあります。この実証実験では、大人、高さ170センチ、子ども、高さ120センチのマネキンを横並びにし、屋外にて地面の照り返しによる気温差と表面温度差を黒球式熱中症指数計と赤外線サーモグラフィーにて計測。指数計は、それぞれの胸の高さ、大人のマネキン150センチ、子どものマネキン80センチに設置、大人のマネキン150センチの地点で気温31.1度、子どものマネキン80センチの地点で気温38.2度、気温差7度程度との結果であります。

さらに、サーモグラフィーの結果から、子どもの暑熱環境を可視化でき、これにより、大人よりも背が低い子どもにおいては、熱中症の危険度が高まることが推測されたとあります。先ほど述べました暑熱環境とは、熱中症の危険性が極めて高い環境のことがサーモグラフィーから確認できるということでもあります。

ここでお伺いをいたしますが、小学校の登下校時の暑さ対策、熱中症対策について何か対策を考えておられるのか、どのように考えているのか、お示してください。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

小学校の登下校時における暑さ対策、熱中症対策といたしましては、日傘を差したり、ネッククーラーや冷やしタオルの使用を呼びかけて登下校を行っております。また、児童全員、水筒を持参していますので、水分補給ができるように対応し、必要に応じ、スポーツドリンクの持参も認めております。今年度に入りまして、急遽、全小・中学校で使用できるよう、ウォータークーラーを設置いたしましたので、水筒のお茶等がなくなった場合には、補給ができるよう対応いたしております。年々上昇が予想される気温による暑さ対策、熱中症対策については、子どもたちの安全を第一に、対応に努めてまいりたいと考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。埼玉県深谷市はこのほど、登下校中の熱中症対策として、全児童に冷却ミスト付ファンクーラーを配布しました。少し紹介をさせていただきます。この熱中症対策につきましては、公明党の五間くみ子市議が、議会質問を通じて子どもの暑さ対策を訴え、推進をしてきました。対象は、市内全19校の小学校に通う児童6,592人で、ファンクーラーは、高さ12.5センチ、幅5.2センチ、ファン7.4センチの手のひらサイズで、電源を入れるとファンが回転し、レバーを押すとミストが噴射されます。水分が蒸発する際に周囲の熱を吸収する気化熱を利用した仕組みであります。これまでは、市は、水にぬらして首にかけるクールタオルを児童に配布していましたが、冷却効果が続かないとの声が上がってまいりました。登下校中にファンクーラーを使用している小学2年生の菅野麻穂さんと堀内杏さん、そして小学校3年生の齋藤遥希さんは、涼しくて気持ちがいいと喜んでいたということであります。

夏の暑さにつきましても、年々、暑さの度合いを増しているように感じられます。まさに危険な暑さと言えます。本市におきましても、小学校に通う児童の暑さ対策、熱中症対策のために何か対策を講じるべきであると思います。冷却ミスト付ファンクーラーなどの配布も検討するべきであると思いますが、教育長のお考えをお示してください。

川村議長 椿本教育長。

椿本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の椿本でございます。よろしくお願いいたします。

現在の小学校の登下校における暑さ対策、そして熱中症対策につきましては、学校によっては、傘差し登校、冷感素材等のタオル、首元を冷やす、気化熱を利用した冷却用具の使用、また、水とお茶に加えてスポーツドリンクの持参を認めるなど、各家庭の協力を得ながら、その児童、その児童に合った熱中症対策を今実施しているところでございます。その上で、議員ご提案の冷却ミスト付ファンクーラーなどの配布につきましては、熱中症予防に一定効果があるとは感じております。ただ、ハンディファンにおきましては、バッテリー内のリチウムイオン電池が劣化すると発火や爆発のおそれなどの事故につながるケースがあること、日傘と同時に使用しますと両手が塞がってしまうこと、あるいは低学年の児童が適切に使用できるかなどの問題もあるように思います。これから年々暑さが増すことが予想されるため、登下校を含めた熱中症予防の取組は大変重要であると考えております。

児童の命と健康を守ることを最優先に、各学校の実情に応じた安全管理と安全教育の充実に努めるとともに、保護者や地域と連携を図りながら、熱中症の予防に向けた対策に取り組

んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。続きまして、第3点目の質問、書かない窓口の導入につきましてお伺いをさせていただきます。神奈川県茅ヶ崎市では、市役所の一部の窓口で、市民の利便性向上と職員の業務効率化を目的に、自治体窓口D X S a a Sによる、書かない窓口システムを1月30日から導入しております。同システムで氏名や住所などを何度も書かずに手続きができるようになっております。書かない窓口は市民の利便性の向上につながります。来庁者は記載台などでの申請の記入が不要になり、職員が書かない窓口システムを使って来庁者と一緒に必要事項を確認することによって手続きが完了します。手続きごとに繰り返し記入する必要があった氏名や住所などは、同システム導入窓口の間で情報共有ができ、来庁者の負担を軽減します。また、このことは職員にとりましても、職員の業務の効率化につながります。

同システム導入により、窓口での申請内容がデータ化されるため、各庁内にシステムの入力や証明書の印刷などの操作をR P Aで自動化できるようになり、バックオフィスの効率化につながります。このR P Aとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、人が行うマウス操作やキーボード入力などの処理手順を覚えさせ、その代わりに事務作業を自動化できる技術のことです。そしてまた、愛知県田原市におきましても、7月から市役所と赤羽根市民センター、渥美支所に書かない窓口を導入しております。タブレットでマイナンバーカードや運転免許証を読み取ると書類に名前や住所が印字され、来庁者と職員双方の手間が省けます。対象は、住民票の写し、後期高齢者医療の高額療養費支給申請書、児童手当・特例給付認定請求書の発行など33の手续となっております。

書かない窓口システムを導入した場合と、導入していない場合のフロント業務における各種手続の時間の違いは、従来の書かない窓口システムを導入していない場合では、証明書発行に平均20分、住民異動に平均50分を要しておりましたが、新たに書かない窓口システムを導入した場合では、証明書発行に平均10分、住民異動に平均20分となります。これは証明書発行に平均10分、住民異動に平均30分の削減効果があるということでもあります。この書かない窓口システムの導入に向けては、各自治体に広がりを見せております。

そこでお伺いをさせていただきます。本市におきまして、書かない窓口のシステム導入はされているのでしょうか。また、近隣の状況も併せてお伺いをいたします。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市において、書かない窓口システムの導入はしておりません。近隣の状況を確認いたしますと、香芝市や広陵町が、令和6年度の国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、自治体による書かない窓口システムを導入する予定であると聞いております。

次に、書かない窓口サービスの効果としては、例えばマイナンバーカードを利用して市民の方がご自身の端末操作、もしくは窓口職員の聞き取りにより必要な記載事項を申請書に自動的に入力することができます。最後に印刷された申請書に申請者の署名をいただくこと

で申請書が完成します。ご自身の手で記入していただく部分の大幅な省力が可能となっています。省力化と同時に、申請書の作成にかかる時間も短縮できる効果が期待できます。ある政令指定都市の実績では、最大で3割の時間短縮を達成しているとの報告がございます。また、導入するシステムの仕様にもよりますが、職員のバックヤードでの作業も入力作業などが軽減され、事務の効率化にもつながる効果が見込まれるものであると考えられます。

以上です。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。手続する住民が抱える課題として、何度も同じ項目を書かされる、都度、窓口で待たされる、複数の窓口に戻されるなどがあります。また、職員が抱える課題には、申請書ごとに記入方法の説明が求められる、記入内容の確認作業が多岐にわたる、業務の複雑化に伴い、業務が属人化するなどがあります。書かない窓口システムを導入することにより、窓口業務とともにバックヤード業務までを職員が自らの業務改革を行い、保有情報やマイナンバーカード等のデジタルの力を最大限活用することで、書かない、待たない、回らないを実現することができます。これらの実現により窓口手続における住民の負担を軽減、地方自治体職員の業務負荷を軽減、この両立を目指し、窓口サービスの向上につなげることを期待できます。

なお、書かない窓口の導入につきましては、先ほども説明ありましたが、必要な財源としては、政府は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を促しております。

ここで阿古市長にお伺いをさせていただきます。本市におきましても、早期に書かない窓口を導入するべきであると思いますが、お考えをお示ください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 葛城市は、現時点におきましては、書かない窓口システム導入の予定はございませんが、市役所の窓口では、市民の皆様がご不便を感じることはないように、各課の窓口でそれぞれ行っていた手続を、1つの窓口にお越しただけで全ての手続を行えるワンストップサービスを実施し、評価をいただいているところであります。現在、標準化法に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合した標準準拠システムを構築し、基幹系20業務を国による全国的なクラウド環境へ移行する作業を行っております。その作業が終わりましたら、書かない窓口システム導入を検討いたします。

現在、葛城市は、時事通信社が総務省のD S化データを基に評価したフロントヤード改革度で全国17位という高い評価をいただいております。市民の皆様に対してどのようなサービスが合致するのか、真摯に検討を重ね、よりよい生活の一助となるべく検討を重ねてまいっている覚悟でございます。

以上でございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。本市におきましても、書かない窓口を導入することにより、窓口手続における住民の負担軽減、職員の業務負荷軽減の実現を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

川村議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。私の質問は1つでございます。今回は、熱中症特別警戒アラート対応についてお聞きしたいと思います。

これよりは質問席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川村議長 坂本剛司議員。

坂本議員 それでは、よろしくお願いを申し上げます。

熱中症特別警戒アラート対応について質問させていただきます。ここ数年、4月頃から真夏日となる日が多くなりまして、熱帯地方の国から来日された旅行者が、日本の暑さにびっくりされているテレビ放送を目にする機会が多くなりました。私が子どもの頃には、クーラーもなく、夜は蚊帳の中で、扇風機の風だけで寝ることができた時代が懐かしく思え、今はクーラーなしには寝ることもできず、タイマーが切れたら目が覚めるという日々を送っております。

近年、気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移し、この状況を踏まえ、環境省は、気象庁と共同して熱中症警戒アラートを令和3年度から運用し、熱中症への警戒を呼びかけてきました。また、令和5年の気候変動適応法の改正により、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法律に位置づけられるとともに、熱中症警戒アラートよりも深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報、いわゆる熱中症特別警戒アラートの運用を、環境省により令和6年4月24日水曜日から令和6年10月23日水曜日までの期間、運用されることになりました。

この熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に、気候変動適応法第19条第1項の規定に基づき、環境大臣が発表するものでありまして、熱中症特別警戒アラートが発表された地域では、重大な健康被害が生じるおそれがあることから、自発的な熱中症予防行動を積極的に行い、また、家族や周囲の人々においても、見守りや声かけ等の共助や公助を行ってくださいというものでございます。

私が近隣の自治体をネットで調べましたところ、奈良市、生駒市、香芝市の教育委員会が発している小学校、中学校、幼稚園に対する対応が書いてありましたので、少しご紹介します。奈良市の熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートに係る対応についてということで、令和6年4月から、前日の14時に環境省より熱中症特別警戒アラートが発表されることになりました。熱中症特別警戒アラートは、暑さ指数情報提供地点、県内6か所における翌日のWBGT予報値、WBGTというのは暑さ指数でございます。人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、熱環境、気温の3つを取り入れた、熱中症を予防することを目的とした指数でございます。その予報値の全てが35に達したときに発表されますが、奈良市の場合は、地域による気象条件の差異があるため、市内の暑さ指数情報提供地点、奈良市内、針のいず

れかにおいて翌日のWBGT予報値が35に達した場合に、その周辺地域に対して以下の対応を行うことにしますとなっております。

その以下の対応というのは、市立小・中学校の対応を言っています。翌日の市立小・中学校を原則臨時休業とし、オンラインにて学習支援及び健康観察を実施されます。さらに部活動、学校施設開放事業についても中止とされます。市立の保育園、幼稚園、こども園の対応は、奈良市は、1号認定児は臨時休業とされます。1号認定における一時預かり利用者を含む2、3号認定児は登降園時は子どもの安全確保に留意いただき、施設内では熱中症対策を行い保育を実施します、そういう奈良市の対応であります。

もう一つ、簡単に、香芝市の熱中症特別警戒アラートの発表時の市立小・中学校、幼稚園の対応についてという発表があります。熱中症特別警戒アラートは、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとして、翌日の暑さ指数WBGTが35に達する場合に都道府県単位で発表されることであります。香芝市立小・中学校、幼稚園におきましては、原則として、熱中症特別警戒アラートが発表された翌日を臨時休業としますと、そういう発表であります。幼稚園の中には、認定こども園における1号認定子どもを含むということであります。香芝市に電話で聞きますと、発表されて休業とした場合は、リモートで授業を行う予定であると、そういうふうに答えておられました。

3市とも、熱中症特別警戒アラートが前日の午後2時に発表された場合は、小・中学校は臨時休校、幼稚園は臨時休園とし、保育所、こども園の2、3号認定児については、就労等で保育が必要な場合は、安全に十分配慮し保育を行い、1号認定児は幼稚園同様に休みとする、そういう内容であります。

ここでお聞きします。葛城市の公立保育所、公立認定こども園、民間の保育園、民間の認定こども園における対応はどのようになるのでしょうか。お答えください。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部、葛本でございます。よろしく願いいたします。

議員お問いの件に関しまして、令和6年4月16日に気象庁と環境省から熱中症特別警戒アラートの運用開始について発表されました。運用期間は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日とされ、令和6年度であれば、4月24日から10月23日でございます。この熱中症特別警戒アラートは、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に発表されるもので、全ての人が自助による個人の予防活動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援を必要とする状況を想定したものです。令和6年度につきましては、現時点で発表の実績はなく、熱中症特別警戒アラート発表時の対応につきましては、様々な場面を想定し、十分検討した上で決定したいと考えています。ただ、令和6年度につきましても、10月23日までは運用期間とされておりますので、万が一、今年度中に発表された場合を想定した、葛城市立保育所及び認定こども園の方針と、民間保育園、民間こども園の対応についてご説明いたします。

初めに、葛城市立保育所2園と認定こども園の2号認定、3号認定、こちらは保育所利

用についてでございますが、こちらは就労支援の観点から、通常どおり開園いたします。必ず保護者による送迎となりますので、その際には安全対策に十分ご注意ください、屋外の活動は自粛し、園舎内での活動のみといたします。民間保育園5園につきましても、同様と伺っております。

次に、葛城市立認定こども園の1号認定、こちらは幼稚園利用でございますが、こちらにつきましても、現在の方針といたしましては、開園を考えています。ただし、兄弟姉妹の休校など、保護者の判断で家庭保育と通園をご選択いただくことといたします。したがって、登園された1号認定児につきましても、預かり保育料は発生いたしません。登園される場合には、送迎時の安全対策には十分ご注意ください、屋外の活動は自粛し、園舎内での活動のみといたします。

最後に、民間のこども園2園ですが、1つは通常どおり開園し、もう一つは、未確定ながら、市の方針に従う見込みとお伺いしているところでございます。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。ありがとうございます。では次に、小学校、中学校、幼稚園の対応についてお聞きします。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

小・中学校、幼稚園の対応につきましては、奈良県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、現段階では、登下校時の暑さ指数の予測状況により、休業措置の検討を行うとともに、休業としない場合には、園児、児童・生徒の健康観察を適宜行い、原則屋外の活動は中止し、涼しい環境で過ごすことができるよう学校、園運営を行うこととしています。また、小・中学校において休業とする場合は、オンラインにて学習支援及び健康観察を行う予定をしております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。では、こども未来創造部にお伺いします。先ほど答弁いただきましたように対応される理由についてお伺いをいたします。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 まず、民間保育園及びこども園につきましては、それぞれの事業者としての判断でございますので、今回は、葛城市立保育所及び認定こども園の方針についてお答えさせていただきます。

まず、保育所と認定こども園の2号認定、3号認定につきましては、就労等のため保育できない状況にある保護者のお子さんをお預かりしております。保護者の皆様に送迎していただくことで、安全を確保しながら、就労支援を優先し、通常どおり開園いたします。また、認定こども園の1号認定につきましては、こども園自体が開園しておりますので、ご家庭の事情により、保護者の判断で家庭保育と通園をご選択いただくことといたします。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。では次に、教育委員会にお聞きします。先ほど答弁をいただきました、対応される理由についてお伺いをいたします。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 熱中症特別警戒アラートは、広域的に過去に例のない暑さ等により、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されます。小・中学校につきましては、特に下校時間において暑さ指数が35以上となることが想定されることから、児童・生徒の安全確保のため、基本的には休業の対応をとることを考えております。登下校の暑さ指数の予測状況により検討するとしていることにつきましては、例えば終業式や始業式、試験日などにおいては、児童・生徒の健康観察を行いながら、午前中の登校を検討することを想定しております。幼稚園については、基本的には幼稚園を開園し、保護者の皆様には、登園、降園時の安全確保をしていただいた上で登園いただくことを考えています。ご家庭の事情により、保護者の判断で家庭保育または通園をご選択いただくということになります。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。では次に、学校におきまして、ルールに従って、アラートや台風警報、震災等により休校された場合には、学習の穴埋めといいますか、補講というような対応はされるのでしょうか。お答えをお願いします。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小・中学校におきましては、学習指導要領で決められた年間の標準授業時数に余裕を持って教育課程を編成しているため、非常変災等で休業となりましても、決められたその年度の各教科の学習内容を履修できると考えております。ただし、休業日が非常に多くなり、その年度の学習内容が履修できない場合においては、代替の授業日の設定などを行い、授業時間を確保する必要があると考えています。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。生徒だけで登下校する小学校や中学校は、下校時の安全が確保できないと判断できますので、休校されることは賢明な対応だと私も思います。幼稚園については、後出しじゃんけんではないですが、県内で先に対応方針を出された自治体と同じように幼稚園を休園されるものと正直、私は思っておりました。しかしながら、答弁では、幼稚園も開園して園児をお預かりする。また、最終的な登園の判断は保護者判断に任せるという方針を出されたことに対し、驚きを隠せません。やはり、葛城市は教育のまちと言われるとおり、子育て世帯が住みやすい対応を考えられていると思っておるところでございます。

ここで教育長にお伺いをいたします。他市の幼稚園が臨時休園されるのに、葛城市では開園するという英断をされた要因についてお答えをお願いいたします。

川村議長 椿本教育長。

椿本教育長 判断の要因ということでございます。まず何より、年々危険度を増す日本の暑さに備え

ながら、安全かつ快適な学びを保障する教育環境を整えることが重要になるというふうに考えております。今回の熱中症特別警戒アラートが発表された対応を考えるに当たっては、熱中症は未然に防止できることや、健康や生命に影響を与えることを児童・生徒や教職員が十分に認識した上で対応に当たることが必要です。そのため、熱中症特別警戒アラートが発表された際には、その翌日を幼稚園、小・中学校とも一律休園、休校とするのではなく、登下校時の暑さ指数の状況により、子どもたちの安全確保のための休業措置を検討するとともに、登下校を含めた、園、学校での教育活動において熱中症予防対策を十分考慮した上で、幼稚園、小学校、中学校それぞれの対応を判断できるよう方針を策定したところでございます。今後におきましても、子どもたちの安全を第一に教育活動を進めていけるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。ただいま教育長から、熱中症特別警戒アラート対応方針が定まるまで試行錯誤された経緯をお伺いすることができました。アラート対応方針を平均的な考え方で出すのは容易ですが、子育て世代の就労支援、ご家庭の状況、幼稚園と保育所が統合された認定こども園の立ち位置等も考慮された結果だと思います。ご英断ありがとうございます。私は議員になる前から、他市町と同じように、葛城市に幼・保連携型認定こども園ができたらいいなと思っております、こども園では、幼稚園と保育所の子どもが同じクラスで同じ内容のカリキュラムを1人の担任から受けているのに、なぜ1号認定と2号認定で災害等の対応が違うのかをずっと疑問に思っておりました。今回の答弁で幼稚園と保育所の垣根が少し低くなったような感じを受けました。これからは、次代を担う子どもの支援については、利用する施設が違って同じなんですよと言えるように、教育と保育が連携され、葛城市の子育ての支援に努められることを切に願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は午後1時。午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午後 1時00分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆さん、こんにちは。ただいま議長のお許しを得ましたので、私からは2問です。三世帯同居・近居の推進についてというところと、市長の諮問機関である委員会などにおける議員の職務についてというところで質問をさせていただきます。

これより先は質問席にて行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 質問を始めさせていただく前にいつも小ばなしを1個挟ませていただいておりますけども、これ、かなりプレッシャーになってきていまして、昨晚、うちの奥さんに「何がええかな」というふうに聞いたところ、「もう、あんた」というて、「笑ってくれてんの副議長ぐらいいやん」というて、「みんな困らせてんねんから、もうやめときや」と言われたので、今もこんな感じでしょう。だから今回はすぐに質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1問目なんですけども、三世代同居・近居の推進についてというところでございます。これは日本が、全体なんですけども、少子高齢化が歯止めなく進んでいく中、葛城市にとっても、本当に見過ごすことのできない課題であるというところでございます。現状、葛城市は、珍しく人口が増加している自治体であります。要因としては、教育環境の充実であったり、いち早く18歳までの医療費を無償化する施策であったりと様々なんですけども、一番大きい要因としては、私が思うところなんですけども、合併以降、市街化調整区域内にでも戸建て住宅などを建設できるように条例化されていったと。ほかの市町村に比べて、かなり多くそういう地区が指定されたことによってかなというところが大きいと思っております。本市に転入される方にとっては、他市に比べて、比較的安価に購入をすることができる。そういうことがメリットとなって、それ以外にもあるんですけど、葛城市に来られている方が増えているといったところだと思うんです。

しかしながら、本市においても、例外なく、物価高騰であったり、利上げの状況から、高額である戸建て住宅などの買い控えというのが現状起きている状況でございます。このような状況では、本市は、経済の動向によっては、すぐに人口が減少していく可能性がございます。また、本市にあっても、時代の変化とともに家族の在り方や形態も大きく変わってきております。人口は減少傾向にあるものの、世帯数としては増えている、そんな状況でございます。なぜなら、祖父母と離れて暮らす核家族が一般的となって、また、単身者やひとり親世帯、子どもを持たない夫婦などが増えていることなどが挙げられます。社会の変化によって人々のライフスタイルや価値観が変わることについては、多種多様性の観点から否定するものではございませんけども、いま一度、祖父母と親、その子どもから構成される三世代以上からなる拡大家族における重要性とその課題についても、本市として認識し、その施策についても考えていく必要があると思い、このような質問をさせていただいたというところでございます。

まずは、子育て世代、責任世代とも言われるんですけども、20代から40代までの葛城市からの転出人口というのを調べてもらっていると思いますので、回答をよろしく申し上げます。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いいたします。

お答えをさせていただきます。葛城市における過去5年間の20代から40代の転出人口について、令和元年度、令和3年度、令和5年度の数値をお示しいたします。令和元年度、779人、令和3年度、764人、令和5年度、772人となっております。過去5年間の20代から40代の転出累計は3,747人となっております。

以上です。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 今ご答弁にあったように、この世代、20代から40代の転出人口については、今、回答のあったように、毎年、約800人ほどの人口が葛城市より出られていくといった、そのような状況でございます。要因については、まだ詳しくは、それは分かっておらないんですけども、恐らく進学であったり、就職であったり、転勤であったり、その辺が主な要因であるのかなと思うところでございます。私としたら、今述べていただいた、回答いただいた人数というのは、多いなというふうにも感じておるところでございます。本市として、転出を防ぐような取組というのは何か行っておるかというところを質問したいと思います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市では、特に転出を防ぐことに特化した取組は行っておりませんが、市民第一の住みよいまちづくりの理念の下、様々な施策、事業を行っております。これらの事業を積み重ねることで、住んでいる人が幸せとっていただけるまちづくりを目指すことで転出の抑制を図れるものであると考えております。

以上です。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 住んでいる人が幸せとっていただく。大事なことだと思います。でも、転出を防ぐことに特化した取組というのは行っていないという回答もでございます。本市には高校とか大学もございませんし、たくさんの雇用をもたらす企業というのも少ないといったところでもあります。どうしても、こういう年代については、市外の魅力のあるところに行かざるを得ない、そういうところかなと思うところでございます。

私自身の考えとすれば、一旦は外の飯を食って見聞を広める、そういうことはいいことかなと思っておるところでございます。だけど、ある程度したら葛城市に帰ってきていただいて、家族のこととか、地域のこととか、そういうことを思っって行動する人材というのが増えてほしいと思うところでございます。

次の質問なんですけど、20代から40代までの、今度は葛城市への転入されている人口、入ってこられる人口を教えてくださいのと、18歳以下の転入人口というのも併せて教えてくださいませんか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 葛城市における過去5年間の20代から40代の転入人口について、令和元年度、令和3年度、令和5年度の数値をお示しいたします。また、18歳以下の転入人口も併せてお答えさせていただきます。令和元年度、20代から40代、849人、18歳以下、236人、令和3年度、20代から40代、753人、18歳以下、257人、令和5年度、20代から40代、847人、18歳以下、217人、過去5年間の20代から40代の転入累計は4,253人です。また、18歳以下の転入累計は1,233人となっております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 今ご回答あったように、過去５年間で20代から40代の転入人口というのは4,253人で、転入人口に比べて506人、過去５年間ですけど、上回っているといった状況でございます。これが今、葛城市、恐らくはですけど、増えていっている現状なのかなと思います。また、18歳以下の人口についても1,233人で、恐らくは子を持つ世帯というのが本市へ転入されていると推測されます。また、その世帯の半分以上は子育て世帯であるかなというふうに考えておるところでございます。そこで、子育て世帯の葛城市への、もともと住んでおられて、葛城市を一旦出られて帰ってこられるＵターン人口というのが分かりますか。もし、分からなかったら、それに近いというような、何かそういうデータというのはございますでしょうか。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 葛城市における子育て世代の葛城市へのＵターン人口は把握しておりませんが、令和４年度から、任意ではございますが、転入転出の際、市民窓口課、総合窓口課においてアンケートをお願いしております。その項目の中に、親や子ども等との同居、介護が必要になったためという項目がございますが、その件数でよければお答えをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 それで結構なので、よろしくお願いします。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 令和４年度、転入７件、転出５件、令和５年度、転入13件、転出10件、令和６年度７月末現在で転入８件、転出10件となります。あくまでも参考数値ではありますが、この２年４か月の件数は、転入28件、転出25件となっております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 これについては、本当に窓口課で２年４か月、最近３年間ぐらいで、ほかにも多分いろんなアンケートをされていると思うんですけど、今あった、親の介護とか同居とか、親と暮らすために帰ってこられたというアンケート、これについては本当に興味深いアンケートとなっております。任意でやっていただいておりますんですけど、本当に職員のご尽力のたまものかなということを感じました。このアンケートによると、ばらつきはあるんですけども、毎年、約10件程度の方は、住み暮らした、また、祖父母が住んでいる本市へ戻ってこられているという結果であります。その一方で、ほぼ同数で、同じ理由で市外から転出をされるといった、そういうケースもあるということでございました。私としては、この理由によって子育て世代が再度本市へ転入をしやすい環境というのを整えていく、そんな必要があるかなと感じておるところでございます。

そこで本市、葛城市では、Ｕターンを促すような取組というのは行っているかというのを質問します。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

葛城市では、Ｕターンを促すことに特化した取組は行っておりませんが、市内外の住民に住みよいと感じてもらうための施策を行うことが重要であると考えています。市のこれま

での取組、例えば学校教育環境の充実、第2子以降保育料無償化、18歳以下の医療費無償、水道料金の安さ、ごみの収集が無償等、小さな施策でもその成果を積み上げていくことが人口増加に結びつくものであると考えております。これらの施策を継続して続けていくことでUターンを促すとともに、定住人口の増加につながるものと考えております。

以上です。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 これについても、やはりこれに特化した施策というのは行っていないという回答でございます。今いろいろやられている事業、僕らも議決をしていった事業もいっぱいあるんですけども、それが積み重なって定住してもらえたらいいかなということだと思うんですけど、ちょっと弱いですね。僕が質問していることでは弱いかなというところがあります。でも、それもそれで大事やとは思いますが、何せ、特化した施策はないといったことでございます。

今、部長に挙げていただいたような施策については、目的の中で、今いろいろ挙げていただいた施策の中でも、Uターン人口を促すといったことも説明はなかったです。そういうことも含んでやったら分かるんですけど、そういうことはなかったの、それも考えた上でこれからまたつくっていったきたい、また提案していただきたいというところでございます。

少子高齢化によって人口減少が急速に進む中で、都市圏への一極集中が継続する中、やはり本市においても、いわゆる生産年齢人口というのが減少していく可能性がございます。議会だよりにおいても、20歳を迎える方々にインタビューをした際においても、葛城市を離れて暮らしていく人が多いというふうに感じたところでございました。やはりこのような状況が続くと、地域社会での担い手がなくなるだけではなく、生産人口減少に伴って消費や地方経済が衰退するなど、負のスパイラルに陥っていくことが予想されます。そこで、本市にあっても、少子高齢化の波はやはり避けられないと考えるんですけども、葛城市の人口予測というのはどのようになっているか。また、高齢化率というのはどのように推移するのかというのを教えてくださいませんか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 令和2年3月に改定した葛城市人口ビジョンにおいては、2015年国勢調査結果までを踏まえた国立社会保障・人口問題研究所による、2018年推計の日本の地域別将来推計人口に準拠した推計によりますと、葛城市の将来人口は、2025年には3万6,829人、2040年には3万4,821人、2060年には3万876人となることを見込まれていますが、2024年8月1日現在において、住民基本台帳人口は3万7,812人となっており、見込みよりも上回っている状況であります。この人口ビジョンにおける現在の人口と最も近い数字である趨勢人口をベースにした将来人口シミュレーションのシナリオ2においては、2025年には3万7,135人、2040年には3万7,494人、2060年には3万7,044人となることを見込まれております。また、このシミュレーションにおける高齢化率については、2025年には28.9%、2040年には30.3%、2060年には30.7%となることを見込まれております。

以上です。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 葛城市としては、人口問題研究所というのが示したものに準拠すると、2060年には3万876人で、約17%というのが減少するというようになっております。また、もう一方、本市のシミュレーションのシナリオ2というものでは、2060年には3万7,044人で、これについては約0.4%の減少にとどまると予想されていることです。これ、かなり差があるんです。それに基づく高齢化率についても30.7%であるというような回答でございました。2060年の日本全体の高齢化率というのは、調べさせてもらったら、37.9%なんです。ですので、葛城市においては、シナリオ2でいく場合には、本市であっても、超高齢化社会というのは続きます。そやけども、比較的緩やかな形で推移をしていくといった予想でありました。

しかしながら、前述で示すように、子育て世代や生産人口世代の流出や、経済状況によって左右されやすいような人口流入では、このシナリオというのはすぐ壊れると僕は思うんです。今現在、これ、また見てもらったら分かるかもしれないですけど、物価高騰のときにはほんと急に止まっている状況でございます。だから、このシナリオ2というのは、なかなか、また修正も必要になってくる可能性もあります。

そこで、本市としても、いずれは高齢化比率というのが高くなってくると予想される中、子育てや介護の支え合いを促進する取組というのが必要であると感じておるところでございます。市内で子育て世帯と親世帯が同居や近居を促進して、世代間で助け合う環境を推進することで、本市からの子育て世代や生産人口世代の流出抑制や、Uターンというのを促すことがよいというふうに考えるのですけども、市の考え方はどうかというところで質問させてもらいます。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市は人口が増えているものの、家族の支えとなる世代が減ってきている状況も考えられます。大学卒業や就職等により葛城市から転出した人が、後に子育て世代となり葛城市に戻ってきていただき、幅広い世代の人たちが活躍できるまちになることが大事であると考えます。住み慣れた地域の中で、それぞれが地域で困っている人を支え、安全・安心に暮らすための仕組みや環境をつくることが大切であると考えます。

以上です。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 私もほんまに、まさに部長が今言っていたように、そのように本当に思うところでございます。しかしながら、本市としては、先ほどからの部長の答弁にもあったように、それに特化したというような施策というのはまだ打ってないという状況でございます。そこで、私からの提案としましては、子どもを安心して産み育てられ、高齢者が安心して暮らせる住環境を整備するための施策として、全国的にも取組の多い、三世代同居・近居支援事業についての市としての考えを伺いたいと思います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 三世代同居・近居支援事業は、市外在住の子育て世帯のUターン促進、または市内在

住の子育て世帯の転出抑制を図り、子どもを安心して産み育て、高齢者が安心して暮らせるため、本市在住の親と同居もしくは近居する場合に、新築住宅または中古住宅の取得や同居のための既存住宅の増築をする費用の一部を助成する制度であります。葛城市の人口動態の中でどれだけの人が再び葛城市に戻って住んでいるのか、特にＵターンの状況は把握できていない状況です。葛城市で生まれ育った方が地元へ戻るきっかけとなり、まちづくり施策として有効な手段として活用できるのか、他市の状況も含めて研究させていただきたいと思います。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 まだ葛城市としては、データというのも少ないというところもございます。すぐにはやはり難しいというところではございますが、この地で、葛城市で住み暮らした方には、私自身、ずっと住み続けてほしいと思うし、一度離れられた方にあっても、葛城市に戻って、出産や子育てをしながら住み続けたいと思ってもらえる施策にこれはつながるのではないかと考えるところでございます。

核家族化が進む中でライフスタイルの変化によって、家で子どもが１人で過ごすことや、独居高齢者、また高齢夫婦のみで暮らす世帯が増えているのも事実でございます。そのことから起因されると思われる家庭、育児と仕事の両立であったり、子ども、高齢者の孤立といった新たな課題が社会課題となっております。この提案を通してそういった課題の解決にもつながればと思うところでもありますけども、市民第一の住みよいまちづくりの理念の下、教育環境の充実と子育て支援、高齢者、障がい者福祉の充実などを政策の軸として掲げておられる阿古市長としての見解というのを教えてください。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 今後、葛城市でも、高齢化の進展により、介護士不足など労働人口の減少、地域の担い手が不足するなど様々な課題が出てくることが予想されます。私は、市民第一の住みよいまちづくりの理念の下、これまで様々な施策、事業を行ってまいりました。つまり、人口問題はまちづくりの中心となる全ての分野での総合施策での対応であると考えておるところでございます。ですので、子育て世代だけではなく、高齢者をはじめ全ての世代が満足して暮らすための仕組みや環境づくりなどを行うことにあります。また、これまで総合施策的に進めてきた多種にわたる事業を分析しながら、今、葛城市に不足するもの、将来、葛城市に必要なものを取り入れながら、まちづくりを今後も進めていきたいと考えております。西川議員が提言されました支援事業等も含め、葛城市に何が必要な事業であるのか、しっかりと検討をしていきたいと考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 今、阿古市長から、総合的な、本当にいろんな施策を通してここに来てもらう。ほんまに部長もおっしゃっていたし、それはよく分かります。今、阿古市長も、僕が提案させていただいたやつも検討するということも、今回、三世代同居・近居でさせてもらっていますけど、僕の思いとしては、一番は、葛城市にとどまっていたきたいし、葛城市から出てこられた人も、葛城市にまた戻ってきていただきたい。そういう思いの下、これは１つの特化し

た例かもしれませんが、そういうことが、そういうほかのこともいろいろ考えられると思います。そやから、今おっしゃっていただいたように、これは1つの例として、僕はこれを進めたいですけど、これを検討していただいて、ほかも、そういう施策につながるようなことがあれば、どんどんと理事者、執行部のほうでしっかりと上げてきていただけたらと思うところでございます。ありがとうございました。

そうしたら、次の質問をさせていただきます。次の質問は結構難しいんですけども、させていただきます。

まず、質問に入る前に、先月24日に市民懇談会、久方ぶりに議会のほうでさせていただきました。来ていただいた方にも数名、お話を聞かせてもらったんですけど、本当に、議会、もっといろんな人、若い人も含めて、聞いた人には、こんなことを話してんねやということ、もっと市民の方々に知ってもらえたらよかったな、もっと来てもらってもよかったなというふうな声も聞かせてもらいました。僕、そのときは議会改革特別委員会の委員長で、幹事役みたいなことをさせていただいたので、本当に市民の皆様には、来ていただいて本当にありがとうございますというところをまず思っています。この質問に入る前に言っているのは、議会としても、議員としても、理事者だけに考えてもらうようなことだけではない質問なので、議会としても考えていかなんかことがあると。また市民懇談会も、議会改革としても、本当に成功裏に終わって、議会が変わっていくというふうに見せられればというところで質問のほうに行かせてもらいます。

次の質問なんですけど、通告書においては、私、市長の諮問機関としておったんですけども、諮問だけでなく、調停とか審査、諮問または調査のための機関というところで、今からの質問においては、市の附属機関という形で進めさせていただきたいと思います。まず、なぜ、このような質問をさせていただくかと申しますと、現在において、議員にあっては、議会での委員会とは別に、執行機関である市の委員会などにも所属をしているというところでございます。条例によって定められた委員会もあれば、条例の定めのない委員会などにも参画をしているといったところでございます。どちらにせよ、これについては、執行機関である市の附属機関でございまして、議決機関である議会議員の関わり方について検討が必要であるというふうに思うことから、精査をする、そういう意味と、再度、二元代表制としての位置づけを明確にするために今から質問をしていきたいと思います。

まずは、現在、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている市の附属機関というのはどれぐらいありますか。また、そのうち議員が委嘱されているものはどれぐらいあるでしょうか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

地方自治法の第138条の4第3項というのは、市の執行機関の附属機関の設置根拠を条文として定めているものでございます。現在、本市の条例で設置されている市の附属機関は32ございます。そのうち議会議員が委嘱されているものは18となります。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今、附属機関だけ、条例で定めてもらっているやつだけ答えてもらっているんですけども、それ以外にも、附属機関等みたいな形でかなりの数あります。今は、今回は、取りあえず、条例で定めているものについて聞かせていただいたというところでございます。そのうち、条例で定められて設置されているもののうち、法令、上位法の定めによって設置をされているというのはどれぐらいありますか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 先ほど申し上げました、条例で設置されている32の附属機関のうち、法令においても設置することが求められているものは9ございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ここでは長くなるので委員会名とか全部出しませんが、法令でこの委員会をつくりなさいと、市に、地方公共団体に言われているのが、葛城市では9個あるということです。その中で、法令の定めによって定められているものの中で、ちょっとややこしいですよ。議会議員を委員として委嘱されている、明記されているものというのは幾つありますか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 答えとしては、ございます。具体例を申し上げますと、都市計画審議会では、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に規定をされております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 これは今、葛城市では1つだけです。これは法令に定められている。そやから、議会議員がその委員会の中に入りなさいというふうに明記されているというのが1つなんですね。法令でということですね。

次、行きます。次は条例です。この条例の定めによって、議会議員が委員として委嘱されるものと委嘱されないものというのは、どういう違いがあるか。条例の中でどういう違いがあるのかというのを教えていただけますか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

一般的には、附属機関の性質と目的、法令等の規定、行政の判断、バランスの考慮によるものと考えております。附属機関の性質と目的については、その機関が市政の監視や政策の策定、市民代表としての意見を反映する必要がある場合には委嘱し、専門的な知識や経験が求められる場合や、行政の独立性が重視される場合は委嘱されないことがあります。法令等の規定については、法令等で委員の構成が具体的に定められており、その中で議会議員の委嘱が義務づけられている場合は委嘱することになります。行政の判断については、市民の意見を直接反映させるために委嘱することが望ましいと判断した場合は委嘱し、専門分野の専門家のみで構成する必要がある場合は、委嘱しないことがあります。また、バランスの考慮については、多様な意見を反映させるために様々な背景を持つ人々で構成されることが望ましい場合には、委嘱することもあります。これらの要因を考慮した上で、議会議員が附属機関の委員として委嘱するか否かを決定していると考えます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 これは、今答えていただいたのは、あくまでも一般的な例だと思います。条例の定めによって議会議員が委嘱されているようなものについては、葛城市については、どのような理由であるのかと、また、その経緯というのはどういうふうなものかというのを教えてください。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 各課により様々な状況が考えられますが、前例踏襲で進められているのか、なぜ現在、議会議員が附属機関の委員に委嘱されているのかは、経緯について分かるものはございません。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 そうなんです。何でかというところが分からないんです。これは、僕、ずっと議員をされていた方にも聞きましたけども、やっぱり何でかは分かん。恐らくは、旧新庄町、當麻町時代からの流れというのものもあるし、それはどういう理由で議会議員がそこに委嘱されているかというのは、その経緯については分からないと。ただ、条例としては定められているというような状況でございます。市の執行機関の附属機関である委員会などについては、議会議員が入ることによって、議案として議会に上がる際にスムーズに進む場合もやはりあるんです。でも、そうなる場合と、必ずしもそうではない場合もございます。議決機関である議会というのは、二代表制の下、公平な立場において議決を行う際に、是々非々で議論をし、議決をする必要がある。事前審査に当たることや、執行機関の方針に偏りが出てくる可能性というのもあります。これについての市としての見解というのはどのようなものでしょうか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 市の執行機関の附属機関である委員会等に議会議員が就任することは、地方自治法第92条第2項の兼職禁止規定には抵触いたしませんので、法律上は問題ないと考えております。しかしながら、二代表制の趣旨を鑑み、公平な立場において議決を行うことが求められる議決機関の構成員である議会議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは、その適否について検討する必要があると考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 そうなんです。これ、僕が行かせてもらっている委員会でもあったことなんですけど、やはり事前に議会に上がる前にその情報等々を知って、いろいろと審査もしていくときがございます。そのときに、有識者の方であったり、そこを利用されている方であったりというのが、議員でない一般の方がそこには来られているわけです。そのときに議員はそこで委員長を持たされるわけです。そのときにそこで決まっていくことで、これは議会に上がっていきますよねとなったときに、これ、ひっくり返る可能性があるんです。言うたら。議会は議決機関なので。そういうことが実際、完全にひっくり返るということはなかったんですけど、やっぱりありました。僕、そこで、ちょっとこれは何かやっぱりおかしいというふうに思ったんです。多々、ほかの委員会にも属させてもらっていますので、多分、ほかの議員も恐らくそういうふうに感じておられる方もおられると思うんです。そやから、すごい難しいこ

となんです。議員としては、そこでいろんな意見も言いたいし、ただ、どういうふうに決まっていくなかということも経緯として見ておきたいしというのもあります。ただ、議決する機関として、議員としては、ときの矛盾というのを感じるわけです。そやから、今、恐らくは、今から質問しますけど、調べてもらっていると思いますけど、ほかの市というのもどういう動きになっているのか。奈良県内、このほか11市あるんですけども、市の附属機関である委員会に議会議員が入っている市はあるのかというのを教えてください。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 県内の他の11市におきましては、確認いたしましたところ、一応、全ての市において、数の多い少ないはございますが、市の附属機関である委員会等に議会議員が就任されておられるようでございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 数の多い少ないはあるんです。先ほども言ったように、回答でもあったように、法令で議会議員が入りなさいというやつもあるんです。そやから、絶対、附属機関の中には1種は絶対あると。ただ、数の多い少ないというのもあるんです。僕が調べさせてもらって、奈良市やったら、かなり少なかったです。生駒市も、ガイドラインも出されていて、少なくなってきたのかなと思います。香芝市にあっては、数か月前に1回見直しました。そういう流れになってきているのかなと思っております。

葛城市においては、市制施行20年に当たることもあって、いま一度、過去の先例とか踏襲を見詰め直して、僕、全部あかんと言うているわけじゃないんです。先例とか踏襲というのも考えて、いろいろ変えていくところは変えていかなあかんかというところもあるので、必要なものは残して、時代の流れにそぐわないもの、改革する必要があると考えるところでございます。この附属機関についてもそうであると考えます。まずは、この機会をきっかけに、市独自の附属機関の設置及び運営に関するガイドラインや要綱を示してはどうでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

市独自の附属機関の設置及び運営に関するガイドラインや要綱の設置については、市部局だけで進めるものではなく、議会の運営にも関わる重要な部分であることから、議会との調整も必要になるものと考えております。今後、他市で先進地などの状況を確認しながら研究してまいりたいと思います。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。これは一番、この質問に入る前の冒頭でも言うたように、議会議員と理事者も、議会ですっかりもんでいかなん部分があるんです。それと理事者との関係をどういうふうにしていかなあかんかというところを、この機会を、僕の質問をきっかけに、1回考えていけたらと思います。これはまた議長なりにも相談をさせていただきたいというところでもあります。

取りあえず、言いたいことは言いましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただき

ます。ありがとうございました。

杉本副議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安です。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。今回は、1つ目、補助金の適正化について質問いたします。2つ目、内部統制環境の整備ということについて質問させていただきます。

これよりの質問は質問席より行います。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 それでは早速、補助金の適正化について質問してまいります。まず最初に、葛城市一般会計に占める補助金等の総額についてお伺いします。葛城市一般会計、令和4年度決算で、性質別区分である節、18節負担金補助及び交付金において、負担金を除く補助金及び助成金名目の歳出総額は幾らとなっているのでしょうか。

杉本副議長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和4年度一般会計決算における18節負担金補助及び交付金で、負担金を除く補助金及び助成金の歳出総額は約13億2,000万円となっているところでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。約13億2,000万円ということですが、そのうち財源が全て葛城市単独費の補助金及び助成金等の事業件数及び歳出総額についてお伺いします。

杉本副議長 米田財務部長。

米田財務部長 先ほどの答弁で一部訂正をよろしくお願いいたします。総額が13億2,000万円ではなく、13億200万円です。訂正をよろしくお願いいたします。

それから、ご質問の続きでございます。うち国県補助対象経費を除く歳出総額でございますが、件数のほうは今把握しておりませんが、歳出総額としては約7億9,500万円となっております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。さて、行財政改革の取組として、今、多くの地方自治体が補助金の適正化というものを進めております。インターネットで検索していただきますと、補助金ガイドラインというふうに調べていただきますと、多くの地方自治体で補助金適正化のガイドラインを定めて、補助金の整理をする、交付の適正化を図っております。そこでお伺いしますけれども、葛城市では、補助金等交付規則あるいは個別の補助金交付要綱のほかに、こうした補助金の適正化を目的とするガイドラインを策定されているのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市では、補助金等の適正化についてガイドラインは作成しておりません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市では作成していないということでありました。それでは、現在の葛城市の補助金交付の現状についてどうなっているか具体的に質問してまいります。焦点を当てるのは、補助金というのは公金を団体、個人に交付するものですから、目的外の交付というのは法律等で禁止されております。補助金適正化法では、当然、目的外使用すると罰則を受けるという非常に厳しい内容になっております。これは当然です。公金として適正な支出が求められているわけですから、目的外交付を防ぐために様々に事務手続を決めておられると思うんですが、このことに焦点を当ててお伺いしてまいりたいと思います。

それでは1つ、具体例ですけれども、新エネルギー等システム設置補助金の支給において、どのような手続で交付されているか、お伺いします。

杉本副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いいたします。

新エネルギー等システム設置補助金につきましては、平成26年度から行っており、今年で10年目となります。市内全ての自己の居住の用に供する家屋に対し、太陽光、コージェネレーションシステムを設置された方に補助を行っております。申請手続につきましては、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付要綱に基づき、手続を行っております。申請時の添付書類として、契約書、領収書、設置機器のメーカーの型番等が分かる書類、設置後の写真を提出していただいております。最終交付決定を行うに当たり、現地での設置状況の確認も行い、適正に補助金の交付を行っております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。現地にも確認し、領収書も確認して交付しているということであります。では次に、団体への個別事業の補助金の交付の例として、集落環境整備事業補助金交付についてはどうなっているか、どういう手続かということをお伺いします。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いいたします。

集落環境整備事業補助金の交付手続と確認についてでございますが、まず、交付申請書が提出されます。交付申請には、必要書類として、現状写真と見積書の写しの提出を求めています。申請額につきましては、見積り金額が適正であるのかを、写真と工事積算を行い、確認させていただいております。事業が完了した際は、実績報告書が提出されます。実績報告書には、必要書類として完了写真と請求書、領収書の写しの提出を求めています。申請者の支払い額については、写真で事業の完了の状況を確認するとともに、請求書、見積書で交付申請額が適正であるのかを確認しております。また、書類審査だけでなく、現場確認を行うことで不適切な支出がないようにしております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 今の補助金事業につきましては、必ず目的に使用しているということが、極めて手続上は

っきりした形で行われていることが分かります。しかし、補助金の中には、団体活動全体あるいは団体の運営に対して補助金が出されているものも数多くございます。そこで、団体の活動に対する補助金について具体的に聞いてまいります。1つは、多面的機能支払交付金事業への補助金交付についてであります。この補助金交付につきましては、過去、加守地域保全向上委員会において、補助金の目的外使用があるということが住民の方から指摘されて、不正な補助金支出の返還を求める住民訴訟が起こされました。その和解において、当該補助金団体であるところから損害賠償金を葛城市に支払っていただき、市は、国、県にこの補助金の一部を返還することとなったところでありますけれども、その際の和解において、被告であった葛城市長は、原因の調査と再発防止に努めることを和解の文書の中で約束されております。

そこでお聞きしたいんですけれども、現在も、当該団体は補助金交付を受けておりませんが、多面的機能支払交付金事業においては、葛城市内でまだ11団体、交付があります。その交付事務においてどのような改善をされたのかについてお伺いいたします。最初に、目的外使用を防ぐためにどのような手続の改善をされたのか。これについてお伺いいたします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

多面的機能支払交付金事業におきましては、市に実績報告書を提出していただく際に、県が提出を求めている書類以上に、市独自に活動状況の分かる書類として写真の提出をお願いしております。また、実績報告書確認時、不明点があった場合には、活動組織に対しヒアリングを実施し、補助金が目的外に使用されていないか確認しています。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 この事案があったときに、地元の方から議会も聞き取りを行った際に様々なこととお聞きいたしました。その中に、会計口座の管理の透明性について、これは大変不透明であったということでもあります。これについての改善はなされているのかということについてお伺いします。どのような措置を取られているのか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 国が定める多面的機能支払交付金実施要領において、会計経理の適正化について定めており、金銭の出納は金銭出納簿により行い、必要に応じて、金融機関に預金口座等を設けること。また、都度、領収書等、支払いを証明する書類を受領し保管しておくこととなっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 この件の問題で非常に分かりにくかったのは、補助金を受ける口座ははっきりしていたところ、そこから現金が引き落とされて、ほかの口座に移されている。これが振込だったらその口座が追えるんだけど、そこから追えないということがありました。補助金交付においては、多くの注意書きとして、口座管理のことについて明確にすると。他口座へ移した場合は、それも把握できるようにするというのが私は基本にあるんだろうと思うんです

が、この点については、何らかの要綱で記載等はございますか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 ご質問の内容について、国が定める多面的機能支払交付金実施要領や奈良県多面的機能支払交付金交付要綱において記載はございませんが、金銭出納簿において交付金の出入金を明確にし、実績報告として市に提出することとなっており、その際に併せて通帳も確認しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。それで、多面的機能支払交付金の場合は、団体が年に1回総会を開いて会計報告することが義務づけられていたと思いますが、その際、内部で監査委員を設けて、あるいは監査役を設けて、監査もされて報告されていると思うんです。この会計収支決算書を事業実績として報告するときに添付されると思いますが、会計監査についての団体内部での監査についての報告書の添付は求めているのでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 各活動組織の規約において、監査報告書を作成し、毎会計年度終了後の総会で承認を受けなければならないとなっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 承認を受けなければならないのは当然なんですけれども、そこで承認を受けた会計監査報告書も会計報告書と一緒に添付されているのか、それを義務づけているのかということを聞いているんですが。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 報告時に確認しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。会計収支決算書については、監査の報告があるということが1つ、正確、信頼性の担保になるのだらうと考えます。

では続いて、対象経費についてお伺いしてまいります。補助金の適正化という場合、目的外使用以外に、様々、それを防ぐ手だてとしていろんな切り口があると思います。次に、かつらぎ花火大会実行委員会の補助金交付について、具体的に例を挙げてこの事務について伺ってまいりたいと考えます。いろんな切り口がある中の1つに、間接補助の問題がございます。間接補助というのは、例えば国が直接個人、団体に補助すれば、これは直接交付になります。葛城市が直接個人、団体に補助金を出せば、これは直接交付、いわゆる補助金です。ところが、ある団体に補助金を渡して、その団体がまたほかへ補助金を出す。これを間接補助と言っているわけなんですけれども、そこでお伺いしたいんですが、かつらぎ花火大会実行委員会に市は直接補助金を交付しているのでしょうか。このことをお伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 市から観光協会に補助金を交付し、観光協会から花火大会実行委員会に交付しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 間接補助となっているということでもありますね。そこでお伺いしますが、こうした間接補助を受けている団体に、このほかにも幾つかあると思うんですが、地方自治法第199条に定められた監査、市の監査委員による監査というものを実施することができるのでしょうか。外部補助金団体への監査ができるかということですのでけれども、お聞きします。

杉本副議長 堀川監査委員事務局長。

堀川監査委員事務局長 監査委員事務局、堀川です。

地方自治法第199条第7項に定められております財政援助団体等に係る監査がご質問の監査に当たりますが、こちらにつきましては、昭和34年の国の通知、通達によりまして、間接補助事業者をこの規定により監査することはできないとされております。

以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 間接補助の場合は、その補助者に対して補助金が渡っても監査はできないということでありました。これは、国の場合は、多くが地方公共団体を通じて間接補助になります。ですから、補助金適正化法でも間接補助の規定があるんです。それは地方公共団体自身が監査できるからです。ところが、葛城市のような地方公共団体が間接補助を行うと、これは公金です。これが監査できないという事態になります。したがって、今、いろんな地方自治体が進めている補助金適正化のガイドラインを見ましたら、間接補助はやめましょうと、直接補助に切り替えましょうというふうなことでガイドラインをつくっているところが見受けられます。私は、質問を2つ飛ばしますけれども、補助金交付の透明性を確保するためには、間接補助から直接補助にすべきではないかと考えるんですけれども、いかがでしょうか。これは花火大会実行委員会、いろんなものがあるので、今、直接具体的にこれを聞いていますので、担当課のお考えをお伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 市からの補助金の支出方法につきましては、慎重に研究してまいりたいと考えています。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 よろしく検討をお願いしたいと思います。

次にですけれども、先ほど述べましたように、対象経費を明確にしていくということが適正な交付において大事だと思うんですけれども、かつらぎ花火大会実行委員会への補助金交付におきましては、補助対象となる対象経費は明確にされているのでしょうか。このことについて伺います。明確にされていたら、当然、領収書等を点検されていると思うんですけれども、その写しの提出を求めておられるのか。このことについて伺います。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 特に明確な定めはございませんが、花火、演出費、会場管理設営費に充てられているものと認識しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 思いますですから、明確な対象経費として補助金を出しているわけではないと。実際、多

くの団体活動に対して補助金を出されているところは、この対象にこれだけの補助金を出しますということは明確にされていない場合が多いと思います。

そこで次にお伺いしますけれども、ちょっと戻りますが、私は明確にする補助金支給がいいと思うんですけれども、これは今後の課題だろうと思います。

次に、会計報告書の信頼性ということですが、実行委員会が提出している収支決算書、これは私も公文書開示請求で得たものを見ておるわけですが、この収支決算報告書において、実行委員会内部による監査報告書は添付されているのでしょうか。過去、第1回からずっと実施されていますけれども、報告も葛城市は受けていると思いますけれども、どうでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 花火大会実行委員会の監事2名による監査報告書が添付されております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 分かりました。添付されているということであります。それで私は、この収支決算書を拝見して疑問に思うことが多々あります。そのことについて少しお尋ねいたします。収支決算書の信頼性について疑問に思うことがございます。第1回、令和元年度ですけれども、かつらぎ花火大会事業の実行委員会の会計決算書では、開催初年度のため、前年度からの繰越金収入は0となっております。当然であります。そして、市観光協会から600万円の補助金をはじめ、寄附金、広告協賛金など合わせて1,857万7,000円余りの収入となっており、支出は会場設営費や企画演出費など1,638万2,000円余りで、収支差額が219万4,000円余り出ていると、ちゃんと書いてあります。それは繰越金としても計上されております。ところが、第2回大会、令和2年度の事業計画予算書及び決算書には、その繰越金が計上されていないんです。収入として前年度の繰越金は計上されるべきですけれども、そもそも収入項目に前年度の繰越金という項目がない。この繰越金はどこに行ったのかということであります。このことについて当時の担当者はこのことを把握し、その事情を聞かれておられるのでしょうか。分かれば教えてください。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 当時、どのような経緯があったかは分かりかねます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 担当者の方のご退職されているので分からないということだろうと思いますが、現在も当然、担当課は書類をお持ちですよね。第1回、第2回からずっと持っておられるわけで、繰越金が全く決算で計上されていないということについては、私は、事実と異なる収支決算報告書と考えますけれども、この点についてどうお考えなのか、お伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 当時、どのような話だったかは分かりかねますが、補助金の141万7,000円につきましては、その金額以上である花火、演出費、会場管理設営費に充てられているものと認識しており、その点においては問題ないと考えています。収支決算書につきましては、今後チェック体制を強化していきたいと考えています。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 私は、収入のところに幾らが入っていたかではなくて、収入項目のところに前年度繰越金が入ってないのはおかしいんじゃないですかと聞いたんです。そうは思いませんかというふうに聞いたんです。子ども会でも大字の自治会でも、会計決算報告をしたら、大概予算、決算、収入では前年度繰越金と入っています。そして今年度の収入が入っている。ところが第2回のときには、第1回では繰越金がちゃんと計上されている決算書が出ている。ところが第2回では出てない。第3回も出てないんです。それを手元にお持ちでしょう。それを見られて、これは事実を正確に反映している決算書だと思いますかということを私は聞いたんです。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 その当時、どのような経緯があったのかは分かりかねます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 私、事前に質問通告書も出し、変更した場合は、ちゃんとこれで聞きますと書いているわけですから、私は、その当時の担当者はもういらっしやいませんから、分からないのはそれで結構です。今見られてどうですかと聞いているんです。事実、正確に反映したものと思われませんか、第1回と第2回と照らし合わせて。もう一度お願いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 通常は載せなければならないものと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 載せて当たり前です。だから、これはどこかへ行っちゃったんですよ。言うたら、裏に回っちゃったんですよ。それに対して追跡されているかどうかは分かりません。これ、ぜひ調査してください。どうなったのか。

次、伺いますけれども、第2回及び第3回の大会の事業決算では、実行委員会に複数の口座があることを推測させる記述となっております。つまり、広告、協賛金などの収入項目がなくなって、事業収入一本になって、そこに花火大会実行委員会からこれだけのお金が入ったというふうになっていますから、複数の口座があることが推測できるんですけれども、これについては、別口座があることを確かめて、その会計報告を求められましたでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 当時のことについては分かりかねます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 分かりかねるということなので、これについてはぜひ調べていただきたいと思います。

次に伺いますけれども、この算定基準であります。第1回は補助金が600万円出されました。これはそれまで葛城市で行っていた花火大会、補助金が450万円でしたから、150万円増額となっていたんです。この増額理由は何でしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 前年に開催できなかった花火大会について、新たな場所での第1回目の開催ということで、協賛金の減少や、想定を上回る費用の発生が懸念されたため増額となったと伺っております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 分かりました。次に、第2回、第3回大会の補助金交付額は、決算を見ると、支出のちょうど半分を補助金として支出するという形になっております。第2回も第3回も、したがって、金額は600万円ではなくて、180万円とか、コロナがありましたから、規模を縮小されたというのがあったと思いますが、支出の2分の1で交付したという理解でよろしいのでしょうか、第2回、第3回については。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 2分の1交付という基準はございません。予算額600万円を交付しましたが、不用額の返還を受けたものでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 今おっしゃった、第2回、第3回で不用額の返還を受けたということですか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 第2回、第3回で不用額の返還を受けたものでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 不用額というのは、ちょうど支出の2分の1で補助金が決まっているので、支出額の2分の1を補助金として、それ以外は不用額としたということですね。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 2分の1交付という基準はございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 2分の1交付という基準はないけれども、ちょうど交付額が2分の1になっているということなので、私は2分の1交付かなと思ったんですが、そういう基準はないということですね。第4回大会はまた再び600万円というふうに戻っているんです。ここは、私が最初言いましたように、対象経費が明確ではないので、交付基準の算定がなぜこういうふうになるのかというのは分かりにくいということを申し上げておきます。

次に、収益を伴う事業への補助金等の交付についてお伺いいたします。かつらぎ花火大会では広告、協賛金等を集めておりますので、補助金以外にも収入がございます。こういう収入があるものにつきまして、どのように補助金交付を行っているかということについてお伺いします。葛城市の補助金等交付要綱には、条件をつけて、こうした収益事業をやっている団体に対しては補助金の返還を求めることができるかとあるんですけれども、これまで、そういう補助金の返還の条件をつけて交付したことはあるのでしょうか。お伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 第2回、第3回大会につきまして、補助金の返還を受けております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 補助金の返還を受けたということではなくて、補助金の返還を条件とするということで交付はされたことがあるかというふうに私は聞いたんです。これは葛城市の補助金等交付要綱に書いてあることですから、収益的事業を行っている団体の補助金交付については、収益が上がった場合、補助金の返還を求めることができる条件を付すことができます。そういう

ことで条件を付して交付されたことがありますかということをお伺いしたので、よろしくお願いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 条件を付して交付しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 収益的事業がある場合は、こうした条件を付して返還を求めているということでもあります。

そこで次に伺います。多額の繰越金積立てがある団体への補助金交付の在り方についてであります。第4回令和4年の決算書で突然、それまで繰越金について全く記載がなかった第2回、第3回、これが第4回になると突然、収支決算書を拝見すると、繰越金の積立金残高が800万円、これは繰越金あるいは基金という名目を合わせてですけれども、800万円余りあることが記載されてありました。突然、なぜこういう積立金が出てきたのか。どこにあったのか。どのような経緯でそうした決算報告書になったのか。これについては把握されておりますでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 令和3年度収支決算書に繰越金等に関する表記がないことの経緯については分かりませんが、令和5年度に花火大会実行委員会より相談があり、繰越金の存在が明らかになりましたので、収支決算書への記載を求めたものでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 令和5年第5回大会をやるに当たって、ご相談があつて、実は繰越金があるということで、ここで明らかにされたので、それを令和4年度の大会の決算書で明らかにしたということでありました。お聞きしますけれども、これは令和5年度にも実際に花火大会実行委員会やっていただいています。これは大変市民の方にも喜ばれておられるし、ボランティアの方も本当によく努力されていると思うんですけれども、繰越金あるいは基金残高、令和5年度決算でどういう状態になっているのでしょうか。お願いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 次期繰越金として、基金残高は799万8,067円となっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 約800万円余りの基金が残っているということでもあります。補助金が600万円ですから、600万円を大きく上回る基金の積立てがあるということでもあります。こうした補助金を大きく上回る基金を抱えている団体に対して、市として、補助金の交付に当たっての何らかの基準等、考え方等ございますでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 団体補助金交付に関する方針があり、補助金額から繰越金を差し引いた額を補助金額とするとなっております。ただし、繰越金のうち、市からの補助金以外のお金が含まれている場合は控除するものとなっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 その区分けがしっかりできていたら、補助金と繰越金の中に、補助金の部分はどれだけ

か。ほかの収入がどの部分か。これを明確にしようと思うと、当然、対象費用を明確にしないと私は出ないと思うんですけども、一応、繰越金があれば、それを次の補助金の支給において控除するということでありました。

そこでお伺いしますけれども、第4回の収支決算書において、この基金について、基金をつくる目的にこう書いてあるんです。保険の対象外の損害が発生した場合の賠償金等に充てるためと。これはさっきの令和6年度一般会計予算の審議、予算特別委員会で3月に行いましたけれども、このときにも私、質問させていただきましたが、保険を掛けておられる。事故があったときに、その保険から賠償金を出すようにされている。ちゃんとされているわけですけども、ところが保険対象外の損害を賠償するために基金を積み上げるんだということが書いてあるんですが、このことは、市の方針として、こうした保険外の賠償金支払いを補助金の交付目的の中に入れているのかどうか。このことについてお伺いしたいんです。というのは、こういうことを認めてしまうと、いろんな団体で、補助金の基金として繰越金が出たとしても、その繰越金を基金としてため込んでいくことになってしまうのではないかと思いますので、この点についてどうお考えなのか。つまり、保険外の賠償金の支払い積立てのために繰越金を積み立てることができるのかどうか。こういうお考えなのか。この点について確かめます。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 補助金は各年度とも、補助金額以上である花火、演出費、会場管理設営費に充てられているものと認識しております。基金につきましては、補助金の金額を積み立てたものではなく、協賛金の残高を積み立てたものと認識しておりますので、ご質問の内容につきましては、市が関与すべき問題ではないと考えております。

なお、先日の花火大会実行委員会との打合せでは、万が一の事故等に備えて、今よりも適用範囲の広い保険を現在探していると伺っております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 今の部長のご認識では、収益的事業をやっていると。そこでもうけたものは幾ら積み立ててもいいんだと。その積立金が例えば今800万円あると。そうすればまた補助金額は600万円、毎年、葛城市が出していくというふうに聞こえたんです。でも、収益的事業が上がっている場合は補助金の返還を求めることができるわけだから、それだけの積立金があつて収益が上がっているんだつたら、600万円を出す必要はないというふうに僕は思うんです。論理的に整合性が私はとれてないように思うので、ここはぜひ整理をしていただきたいと思います。補助金の交付について、これは税で支出されるものですから、当然、市民の方々にも納得していただかなければいけないところがあると思います。花火大会をやっていただいて皆さん喜んでいるのは分かりますけれども、一方で事業収入を上げて、それだけの積立金があるところに対しての補助金はどうなのかということです。これはいろんな地方公共団体の補助金適正化についてのガイドラインを見ましても、やはり1つは、補助対象を明確にする。それから多額の積立金があつて自立してやっていけるような団体については、あくまで補助金というのは補助ですから、その団体の補助は段階的に減らしていく。あるいは期限を定めて、

自立していくように援助する。あるいは市が直接、いろんな事業に対して、委託等も含めて、契約を結んで委託という形でもやると。私は、これ、補助金の在り方について検討をぜひ今後していただきたいと思います。

それでは、続きまして、時間が少し押してまいりましたので、当初予定しておりました、一括交付金における広報かつらぎの配布事業についての交付金の在り方について質問したいということで予定していたんですが、これはカットいたしまして、最後に補助金の在り方について、最後に1問、質問して終わりたいと思います。葛城市におきましても、補助金適正化のためのガイドラインを作成して、とりわけ、行財政改革の一環として補助金の在り方を整理、見直していくべきだと考えますけれども、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 奈良県内で補助金適正化のためのガイドラインを策定しているところはまだ少ない状況だと考えております。今後、他の先進地の策定状況も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 よろしくお願ひいたします。それでは、2つ目の質問に移ります。内部統制環境の整備についてであります。平成29年の地方自治法改正におきまして、ガバナンスの強化ということで、地方自治における内部統制制度を整備する改正方向が示されました。令和2年度からは、都道府県知事及び指定都市の市長については、内部統制を整備するということが義務化されております。葛城市はそうではありませんけれども、努力義務が課せられているところであります。内部統制というのは、不適正な事務、あるいは不正な事務など、リスクをコントロールして、そういうことが起きないようにする。そして効率的で透明性の高い、法令を遵守した形で行財政が進められていくことを求めているものであります。その中では6つ大きな柱があって、そのうちの1つが内部統制環境ということであります。内部統制環境というのは、最も重要とされているものですが、組織の文化が重要だと。組織の文化を決める、影響力が最も大きいのは市長、首長であるということを述べております。これは総務省がつくっているガイドラインにそう書いてあるわけですが、内部統制の整備、運用に関する最終責任者は長であるということを書いてあるわけです。それが大きな影響を与えると。このことは、今、兵庫県知事が、議会の百条委員会にかけられておりますけれども、長の在り方が行政の在り方に大きな影響を与えるのは見ても明らかなわけですが、葛城市における内部統制環境の問題、組織文化に関わる問題ということですが、一番は公私のけじめをつけるということであろうかと思ひます。

そこで、幾つかの点についてお伺ひします。1つは公用車の使用についてであります。葛城市に公用車使用規定というものはあるでしょうか。

杉本副議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願ひいたします。

本市では、葛城市自動車の管理及び使用に関する規則というのがございまして、そちらで本市の保有する自動車の保管、整備、その他自動車の管理を適正にし、その効率的な使用

を図るため、自動車の管理及び使用に関し必要な事項が定められております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市では自動車使用規定となっております。他市の例規を見ますと、公用車使用規定というところがほとんどなんです。そこで公用車は公用以外に使うことはできないという規定があるんですが、葛城市にはそういうことがないんです。公用車使用規定ではないので。そこでお伺いしますけれども、葛城市では、市長が公用以外に公用車を使用することはできますか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

葛城市では、市長の公務以外に公用車を使用することはできません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 では、自動車の使用簿に記録はとるということですが、一般の職員は出張何を書くと思いますけれども、市長について、行き先や目的を記録する書類を自動車使用簿以外に作成されているのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市長が葛城市外へ移動する場合には、公用車を運転、同乗する職員及び随行者は出張何を作成しております。また、特別職については、特別職市外出張記録簿を作成しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 特別職については、市外へ行く場合は、行き先、目的等を記した書類があるということがあります。これは過去、議会の中でも、市長についてそういうものがないということで、阿古市長が改善されたところだと思います。これについては記録があるということでもあります。

次にお伺いします。市長による公用車の使用として、大阪市内で行われる酒食を伴う夜の懇親会の送迎は、公用車の使用として認めているのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 大阪市内で市長として出席される会議、総会、懇親会等に市長を送迎する場合、公用車の使用は承認しています。その場合、飲食の提供の有無は、公用車の使用の判断基準にございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 続いて伺いますが、市長はいろいろ交際しなければならないというのは分かるところでありますけれども、例えば奈良県選出国會議員の政治パーティーに行くために、例えば大阪市内であるという場合、公用車を使われることがあるのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現職の奈良県選出国會議員が開催する会に市長として出席される場合、市長を公用車で送迎することはあります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 続いてお伺いしますけれども、通夜、告別式等、葬斎に関係して、市長の送迎に公用車を

使用しているでしょうか。その場合、公用車の使用基準なりがあるかどうか。例えば市長の友人であるとか、そういう場合と、また、市政に対して関係者とまた違うと思うんですけれども、その点についてお伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市長が市民の方の通夜式、告別式に出席される場合、市長を送迎するため公用車を使用しております。原則、市民の通夜式または告別式に出席されておりますが、通夜がない場合や、公務等により都合がつかず出席されない場合もあります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。今、幾つか、具体的な事例をお伺いしました。先ほど言いました、内部統制制度を導入するというのは、今、都道府県知事は義務づけられています。指定都市の市長も義務づけられております。ここでは、公用車の使用については、やはり今の社会の中で非常に厳しく見られてきているということもあって、公私のけじめをつけるように、都道府県知事などは今、行っていると思います。公私混同という内部統制上のリスクを排除するために、これをしっかりと区分していくということがこれから必要なのではないかなと思うんです。とりわけ、例えば同じ言動でも、昔では許されたことが、今はパワハラというふうなことになります。昔からやってきたからいいではなくて、時代とともに、こうしたところは変わっていくというふうに考えます。

私は、今の、例えば大阪で開催される国会議員の政治パーティーなどのために奈良県知事が公用車でやっているのかと。あるいは12市の市長の中で何市が公用車でやっているのかと。葛城市は行っているということですが、今、他市はそうですか。だから私は、こうしたところから、長の姿勢というのが、今、内部統制強化ということで時代は動いていこうとしているわけですから、この点については、私は、しっかりとした内規をつくることも含めて、公私のけじめをつける必要があるということを問題提起として言わせていただきたいと思います。

それから次に、今、市長による市政フォーラムが開催されております。この在り方について幾つか質問してまいります。昨年度も市政フォーラムは開かれました。昨年度は5つの小学校区ごとに開催されて、広報かつらぎに場所と時間が周知されて、どこでもご参加くださいというふうに市民に周知されていました。そこで私は全ての会場に出向いてお話を聞きました。市長は同じ報告をされるけれども、市民の方々はそこでどういう意見を市政に対して述べられるか、関心を持って聞いて、本当にいろんな声を伺うことができ、本当に市政フォーラムは大事ななと思っております。有意義だと思います。しかし、今年度、開催されている市政フォーラムについては、大変私は疑問を持っております。そこで伺いますけれども、今年度の実施期間及び実施場所数、会場数を教えてください。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 今年度開催いたしました市政フォーラムの実施期間につきましては、令和6年6月23日日曜日から9月23日月曜日までの3か月間で、実施場所数については、39か大字で40か所となっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 今年度は、区長会で区長に大字での開催希望をとったというふうに聞いておりますけれど、そうでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 令和6年4月24日水曜日に開催した区長会終了後の役員会にて、市政フォーラムを開催させていただきたい旨の相談をさせていただきました。役員の下承を得た上で、5月14日付で44か大字の区長に対して依頼文を送付させていただき、開催希望をとっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 先ほどありましたように、44か大字のうち、全ての大字でないようですから、開催を希望しなかった大字もあるということだろうと思います。その理由については把握されているでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 開催を希望しない大字で、未開催の5か大字のうち2か大字については、この時期での開催の調整が難しいためと聞いております。残りの3か大字について、具体的に開催できない理由は把握できておりません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 当初、開催を希望していたけれども、6月定例会で市長は、10月の市長選挙に立候補されるということを表明されました。先ほどもありましたように、6月23日から開催が予定されていたんです。9月23日までということですが、市長選挙間近であるがために、当初開催を希望していたけれども、6月議会での市長の表明を得て開催希望を取り消した大字があるでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 未開催5か大字のうち1か大字については、この件で開催できない旨の連絡がありました。市政フォーラムにつきましては、市と区での共同開催であり、このフォーラムの意義等を説明させていただきましたが、結果として、大字に出向いて開催することが難しいと判断し、やむなく中止したところです。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 今年は市長選挙があるということで、半年もない時点で、6月23日から9月23日でしたか、こういう時期に市長も立候補表明されて、全ての大字で区長に希望をとって、大字で市政フォーラムをされたということでもありますけれども、私が直接聞いたのは、市長の事前運動ではないかという声を幾人の方からお伺いいたしました。つまり、誤解を受けるんです。なぜかという、市長がここで意見を聞かれても、次の市長選挙で再選されたらいいですよ。残り1年あれば、その市民の声も何らかの形で政策に生かすことができるでしょう。だから、そこで、そういうことができない時期に全ての大字で前年度やっていないことをやる。市民の方は、何だと思われる方が出て当然だと思うんです。

それから、取り消された大字、実は、取消しをされたということは、やっぱり政治的中立が疑われることになる。今は区内の中でもいろんな立場の方がおられます。いろんな立場

の方がおられる中でいろいろ批判を受けたときに、それでは自分が中立に住民のためにやろうという立場が困難になるということを伺いました。つまり、私は、言ってみれば、行政のリソースを、市長に再選するかどうかというのは市長の個人的な問題です。市長が再選するかどうかというのは市長ご自身の問題であって、行政のリソース、行政のいろんな資源をそのために利用すると思われてはならないと僕は思います。これは行政の信頼性に関わる問題なので、やはり公私の区別をそこでしっかりつけていただく。また、そういうことが市民からそういう声が出るという時代でありますから、私は、内部統制ということを考える上で、やはり長の意識が大事だと言われている、最も影響を与えるという内部統制の制度の在り方の中で、私は、公私のけじめをきちっとつけるべきだと思うんですけども、この点について市長のお考えを伺います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 この市政フォーラムは、行政が大字の公民館等に出向き、市の施策、将来像を地域住民と直接語り合い、意見交換を行うことを目的とする懇談会形式で開催をさせていただいております。

以上ですので、行政として開催をさせていただいているほうでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 行政の長は市長であり、市長が報告されているんです。行政がやるんだったら、部長がやったらよろしいんです。部長がやったらいいんです。行政の責任ということであれば。市長がやられて、やはり長は責任者ですから、行政の責任者としてやられたわけですが、最後に、私の意見だけ述べさせていただいて終わります。そういう市民の方が、そういう声が上がるということを受け止めてほしいということです。つまり、6月に立候補宣言をした上で、その直近に各大字でそういう説明会をされる。私は、ある参加者の方から話を聞きました。その方が最初に言われたのは、「どうでしたか」と私、聞いたんです。そうしたら、「市長はうまいこと宣伝しはりましたわ」という声が返ってきたんです。私、これ、大変残念だなと思いました。つまり、市長は自分のことを、実績を宣伝するためにやっているというふうに市民が受け止めておられるんです。私は、これは行政がやるというときにふさわしいやり方ではない。公ですから、個人の目的のために使っているのではないかというふうに思われた市民がいると。思われるような時期に開いているということなんです。だから、そういうことは、私は、ちゃんとけじめをつけてやられたほうがいいんじゃないかと思います。

私は、こういうことを言えるのは議会でしか言えないんです。職員は言えません。だから内部統制環境ということでは言われているのは、市長の意識が一番大事だと。その意識を問えるのは誰かという、私は議会だと思っています。議会が二代表制の一翼として、やはり市長の在り方を厳しく問うていく。これは今後、内部統制ということを環境整備していく上でも大事だと私自身思っておりますので、引き続き、市長の在り方についても議会で問いただしていきたいと考えております。

以上をもちまして一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

杉本副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時からとさせていただきます。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後3時00分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは今日の最後になります。私の一般質問は、3点についてでございます。1問目は、まだ葛城市には残っております、土地開発公社の解散についてということを質問させていただきます。これについては、土地開発公社は報告案件でございまして、過去、この本会議場で報告があったときの質疑の中で解散をすべきではないかという質問を2回連続してさせていただいているんですけども、それをもう少し掘り下げて質問をさせていただきます。

2番目は、市職員の就業の時間帯についてということで、特別な仕事をされている市職員の時間帯等について質問いたします。

3問目ですけども、今、少し動き出しました、奈良県が47都道府県中、陸上自衛隊の駐屯地がないというところで、この誘致というものについて動き出すという報道等もされているところであります。この件について、阿古市長に考え方についてお示しをしていただくということで、この3問を進めてまいります。

以下につきましては質問席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

川村議長 藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは、今、壇上で申し上げましたとおり、今年の3月定例会、また6月定例会の中で土地開発公社の報告を受けるわけですけど、その際の質疑の中で、土地開発公社の役割というものはもう済んだのではないかとということで質疑をさせていただいております。解散というのは、全国的にも、また奈良県でも多くの自治体がそれに向けて動き出して、既に解散されているところもたくさんあるわけで、今、もうその時代ではないというのが私自身の認識でございます。それについて簡単に申し上げますと、まず、土地開発公社というのは、公拡法に基づいて公共用地を拡大していくという時代の、昭和48年ですか、公拡法ができて、それに基づいて先行取得をしていかなければならないと。機動的にやっっていこうということで土地開発公社というものができました。また、この当時は、土地の値上がりというものが、スピードを出して土地が値上がっていったと。先に買うとかないと何ぼでも上がっていきますよというところで、こういう土地開発公社がどの市町村にもつくられて、そして道や学校、公園等を造ってこられたというところでございます。

しかし、今日、見渡して環境を見てみますと、既に土地というものは、上がるところが下がってきているという状況にあります。また、公共事業におきまして、学校を新たに造らなあかん。公園を造っていかなあかんというのも、徐々に、葛城市のみならず、減ってきている。場合によっては、葛城市はまだ人口を維持しておりますけども、学校なんかは、逆に言うと、統合していこう、こういう時代になりました。時代背景から言っても、土地開発公社というものについては、その役割が済んだというふうな私自身の考え方を持って、こ

の前から、6月も3月も、その質問をさせていただいたところであります。

そこで、例えば平成25年に奈良県からの報道資料として出されています。この報道資料を見ますと、平成25年10月に出されているんですけども、平成25年4月1日現在の奈良県内の市町村の土地開発公社数は、24の公社が今は残っている。これは平成25年4月ですから、今から11年前になろうかと思います。ここで報道されているのが、奈良市の土地開発公社、また、天理市の土地開発公社、香芝市土地開発公社、ここには平群町の土地開発公社、斑鳩町土地開発公社、広陵町土地開発公社と列記されていますけども、その役割を終えて解散したというふうに、これが平成25年ですから、もう10年以上前の話なんです。このように報道されて、この地域なんかはもう土地開発公社というものを解散された。この3月も6月も、このことには触れませんでしたけども、今は早く解散すべき時期に来ているということを申し上げましたけども、答弁としては、そういったことも今後、理事会で話し合っただけですけども、まだ継続をしていくというようなお答えであったであらうかと思います。先々には、いつかはそうなるんだというような言葉もあったかと思いますが、今はまだ解散するというお答えをいただいていないわけでございます。

そこでお尋ねさせていただくわけでございますけども、今、私が申し上げたように、土地開発公社ということについて、その役割、目的は終わったというふうに私自身は考えておるところでございますけども、市の土地開発公社に対する考え方についてお伺いをいたします。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市土地開発公社の定款では、土地開発公社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、葛城市の秩序ある整備と住民の福祉の増進に寄与することを目的とするとなっております。現在、土地開発公社が保有している資産のうち、事業が完了していないものがあります。また今後、市で行う公共事業において新規に土地を取得する必要がある場合、市ではなく、公社で土地を先行取得することも想定され、その意味でも、公社としての目的は終わっていないと考えております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ここが私の考え方と、土地開発公社の部局の考え方に差があると思うんです。奈良市や、先ほど申し上げましたけども、天理市、こういったところは、その役割は終わったということで、平成25年、10年前に解散されているわけです。そやのに、小規模である、まだまだ小さい葛城市が、今後もまだ土地開発公社によって公共事業をやっていくんだと。その必要がある場合、市ではなく、公社で購入することも想定される。だから目的は終わっていない。こういうお答えをいただいているんだけど、それやったら、ほかのそういう大きなところはもう終わっているのかと、それ、みんな思わないですか。3万7,000人か8,000人か、このまちが必要やと。大きなところはもう終わったと。ここに矛盾があるわけです。

土地開発公社の解散というところ、皆さん方、スマホでもあれば見ていただいたらいいかと思いますが、京都といったら政令指定都市です。京都市なんかでも、土地開発公社は

もう解散に向けて進めていくということを発表しているんです。ただ、あそこなんていうのはかなり大きな町なので、かなり年数がかかります。ここも平成25年に解散するということを発表されて、やっぱり大きいです。15年間、当時ある土地を何とかしなければならない。住民の方、京都市民の方にご迷惑をかけないように、解散に向けてこれから事務を進めていく。それ以降については、解散に向けてどういう動きになっているか。このことだけを報告するとされている。だから、これから京都市、たまたま載っていたので私は例に出させていただいておりますけども、もう25年から15年かけて、もう11年たっています。普通に考えると、あと四、五年で解散される。こういう大きいところでもそういう方向を向いているというのに、なぜ葛城市がまだ使わなアカンのか。そんな大きな事業をするというものがあるのかどうかというのが、私の物すごい疑問に残っているところです。

例えば国の事業が葛城市に関係してくると。または県の事業でも大きな事業がある。その土地を先に公社で確保しておいて、国や県に後で買い取ってもらうというようなことでもあるのであれば、これは分かります。でも、ここ3年間ほどは、土地開発公社は、先ほど来から言っているように、報告案件だから、いつもこういうことになっていますという報告を受けているけども、ずっと動いてないじゃないですか。今のある場所が減っているわけでもないし、また、新たに買うわけでもない。事務だけの事務経費だけがオンしていつているわけですやろう。こんなことでええのか。これ、事務するだけでも、経費だけでもいつているわけです。時間だけでも無駄なんです。ぼやきに聞こえては駄目なので、次に行かせていたきたいというふうに思います。

次に、奈良県の状況は今どないなってるのかということですけど、先ほど冒頭申し上げたように、平成25年度には、奈良市とかが解散されて、その時点では24の公社が残っているというふうにされています。ここでお尋ねをいたしますけども、では、奈良県に12市ございます。この12市と、葛城市と人口的に同規模であります広陵町、田原本町ぐらいというか、その辺を分かる範囲で、どうなっているかというのをお示してください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 県内12市のうち、土地開発公社がある市は、葛城市、橿原市、生駒市、五條市、宇陀市、大和高田市となっております。広陵町については、平成25年に一旦解散しておりますが、令和2年2月に再度設立しております。田原本町につきましては、令和6年9月議会において、解散の議決を提出している状況でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうですよ。今お答えをいただいたように、葛城市を入れて、12市のうち6市残っている。広陵町については、平成25年に一旦解散しているんです。そやけども、令和2年に工業団地をつくるということでまた新たに設置をされている。だから要るときには要ります。でも、要らなくなったら解散をしています。これはこれで私は認めるべきだし、本来の姿であろうかと私は思います。同規模ということで、同じ人口も3万人台の田原本町、先日、田原本町にも私も行かせていただきましたけども、ここはもう既に計画的に運ばれて、今もう残っている土地は何もないというところへ来ているんです。最後の事業は、あそこは道の駅、

どこやったかな、唐古遺跡のところか。あの道の駅を最後にもう事業は行っていない。もう残高はなく、今、9月議会とおっしゃったけども、そのとおりです。あそこはいつから議会被るのか分からないけども、令和6年の今の9月議会に解散を提案される。解散になりますわ。今もう県内はそういう状況なんです。田原本町が今日現在まだ残っていると思います。解散の議決をされるけども、やっぱり期間はかかると思うんです。だから、解散の議決をするだけで、実際に解散されるというのは、認可とかの問題があるだろうから、もう少し先にはなと思いますけども、今現在で、奈良県37市町村のうち18の市町村がまだ、葛城市を含めて、土地開発公社というものを保有していると、あると、こういうことになります。

では、進めてまいります。次に、葛城市の今持っている、土地開発公社として保有している土地についてお伺いさせていただきます。葛城市の保有残高と、そしてその価値についてお伺いいたします。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 令和6年3月31日時点で、35筆、1万7,312.02平方メートル、簿価総額といたしましては2億587万7,236円となっております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。2億587万円、これが簿価であるというけども、土地の値段というのはずっと下がってきているわけです。土地開発公社の所有している資産の計上の仕方というのは、購入した額に事務経費をオンしていったって、お金を金融機関やったら金融機関から借りている。利息も払って、その利息をオンしている。後から言いますが、まだ今は水道の事業から借りていると思いますけども、買った価格に事務経費と支払い利息をオンしていったって、だんだんと価格というのは、実際そうでしょう。毎年毎年上がっていくわけですよ。これはもう皆分かっていただいております。何ぼでも、ほっとけばほっとくだけ、その価格は上がっていく。けども、実際の価格というのはずっと下がってきているわけです。聞きづらいかしらんけども、今、葛城市の土地で、ここは上がっていますというところはないでしょう。ずっと下がってきている。

次に聞きます。いろんな資料を見ていると、土地開発公社で持っている区分の仕方として、5年以上保有している、または長期である、10年以上保有していると、こういう区分の仕方をいろんなところで表記されています。葛城市の1万7,000平方メートル、金額にして2億500万円、この土地の、今申し上げているように、5年以上の分はどれぐらいで、10年以上、長期にわたっているというのはどの程度ございますでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市土地開発公社が保有している資産について、5年以上10年未満のものはございません。全て10年以上の長期保有の資産でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 全てが10年以上。昔で言う、塩漬け。事業がそこに待っていて、もうしばらくしたら売却できるというものなのかどうかですけども、10年以上というのは、やはり長期に保有して

いる。今はあまり使わないですけど、よく言ったじゃないですか、塩漬け。私はそのように思っています。そういう土地を、先ほどから言っているように、もう一回言います。土地を買いました。その価格は変わりません。そこへ支払い利息が毎年毎年オンしていきます。事務手数料もオンしていきます。土地開発公社の価格というのは上がっていきます。しかし、実勢価格はどうなんやと。どういうふうに把握しているのか。簿価は分かります。簿価というのは2億500万円だというんでしょう。帳簿価格は。そやけど、本来の価格、今ある価格、これ処分したらどれぐらいになるというもの。これはどのように把握されているのか。これは大事なことだと思います。急に言い出したことなので、どこまで出してくれはるのか分からないけども、2億500万円、実際には何ぼやねん。全国的なところで見ると、どこもかも目減りしている。もっと強い言葉はあるけども、目減りで置いておきますけども、今どの程度になっているのでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在、公社が所有している土地の現在の価格については把握できておりません。その理由につきましては、基本的に市が簿価額で買い上げる前提で購入しているものであることと、実際の売却時には土地鑑定士による評価が必要であります。鑑定の有効期間がおおよそ1年程度であります。また、費用もかかることが主な理由であります。ただし、税務課におきまして出されている評価額から、現在公社で保有している土地の資産価値については、把握できるものと考えております。ただし、この資産価値については、土地鑑定士が土地の再有効利用に基づき鑑定する金額とは差異が生じるため、あくまでも目安の価値になります。これらのことから、公社の保有資産の価格については把握できておりませんが、現在の価格については、地価の情勢を考慮いたしますと、購入時より価格は下がっているものと考えております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 事務を担当する方から言うと、そういうお答えになるかと思いますが、今あるものは10年以上の保有ばかりですよ。10年間ずっと下がってきている。購入時より価格は下がっているものと考えているということだけでも、普通から考えると、大きく目減りしていると思います。2億何ぼというのが。それは、これからなれば、もっともっと目減りが大きくなるわけです。だから、早く解散のめどをつけて、その準備を進めなさい。先ほどいろんな各議員からの意見がございます。まだ、そういうところ、いろんな案件と言っているのか、希望と言っているのか、施策というのか、まだそういうところに取りかかっているところは少ないと思いますので、というような答えをされているところありますけど、取りかかっているところはもうほとんどなんです。葛城市がやってないだけなんです。葛城市のみと言わないけども。

先ほど、奈良県内、まだ葛城市を含めて、18の市町村で土地開発公社が残っているというのがありました。しかし、残っているけども、計画を立てているところはあります。からいうと、もう、本当に何も、そのままずっと同じ形で行っているというのは、37市町村中18

が残っている。でもその18の中で解散というものを計画的に進めているところもあるとすれば、もう残っているところは少ないんです。行けば行くほど価値が簿価と乖離してくる。何ぼでもそれが行くわけです。ここのところをほんまに考えていただかないと、それは誰が負担するのかと。最終的には一般会計ということになって、後で財務のほうに聞きますけども、市民の税金からということになるわけですから、これ、ほんまに真剣に取りかかっていたきたいと思います。

6月もその前の3月も、私がこのように申し上げますと、理事会でそのことについては話をさせてもらいたいと思いますと、このようにご答弁をいただいております。理事会で本当にそういう話をされたのかどうかと、理事会のメンバーというのは、もう一度、確認しますが、どういうメンバーで構成されているのか。これについてお答えください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 まず、公社理事会のメンバーについてお答えさせていただきます。葛城市土地開発公社定款では、理事は10名以内と定められており、現在の構成メンバーについては、副市長、企画部長、総務部長、都市整備部長、産業観光部長、財務部長、管財課長、都市計画課長、建設課長、財政課長の10名となっております。長期保有の土地の状況も踏まえて検討しております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、皆さんがお聞きになられたとおりなんです。土地開発公社というのは、市の組織ではないです。だから、表面上は、市長はそこに絡んでこないという言い方は失礼けども、名前は載ってこないわけです。だから今回も市長には答弁を求めませんけども、しかし、土地開発公社の債務とかを保証しているのは市ですから、債務保証をしているトップという考え方では、私はここでも、私はこう思うというふうなことを言うべきだと思います。ただ、組織上、これは市と別個のものということだし、市長の名前が載ってないのでいいけども、今聞いてもらったとおり、副市長を理事長として、ここにおいで部長、また課長ということで、身内で決めているわけですよ。身内でどないしよう、こないしよう。そんな大げさな問題ちゃうと私は思うけども。こんな休憩時間にでも話できるぐらいのことで、東京から大学の教授に来てもらわなあかんねん、県の誰かに来てもらわなあかんねん、何かの役職の方に来てもらわなあかんねんということになれば、先ほど委員会の話、西川議員のほうから出ていましたけども、開催するだけでも大変な会というのはあると思います。そやけど、今のこの10名、部長と、まだここに入ってこられてない都市計画課長、管財課長、建設課長等を入れて、こんな身内でやっているわけやん。身内でやるということは、するのやったらもっと早く進められないですか。

元に戻るんだけど、土地開発公社のいいところというのは、機動的にぱっぱと土地を先に買えて、そういう時代が確かにありました。議会の承認も議決も何も要らんと買えるということですよ。それが、先ほどから言っているように、いろんな地域で、葛城市はそこまでいってないか分からないけども、いってないですけども、いろんなところで塩漬けの土地があって、それが負債の根源となったというようなところも騒がれた時期もありました。

そして、国は、土地開発公社についてはよく考えなさい、解散する方向に進めなさいと、それなりの措置は国も行いますと、平成20年代にこうなったんでしょう。ただ、葛城市は、歴史を振り返ると、平成16年に合併をいたしました。新市建設計画というものもできました。だから、平成20年代に、例えば今ある給食センター、あそこなんかでも土地開発公社の土地が動いてできています。あれが平成25年か平成26年ぐらいだったと思います。そのときにやっぱり葛城市はなかなか解散ができなかったという要因は分からないことはないです。そやけども、ここへ来たら、何遍も言うけども、毎回毎回、何もない報告ばかりをして、動きはないのであって、周りはこういう状況であれば、長く持てば持つほど、そこに損失というんですか、増えるというのはほんまに考えてください。

土地開発公社の10名、本当に職員でやられている。これだけほんまに不思議やわ。部長や課長でやられている。市長の部下が集まって理事会をやっているわけやね。市長はそこにはのってこない。このこと自体がおかしいと思います。土地開発公社の理事会、確かに葛城市のように、昔ながらで、市役所また役場の部長や課長でやられているというのは多いと思いますけども、第三者とか議員とか入れているところもあるのではないかなと思うんですけど、その辺は調べていただいたでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいま藤井本議員ご質問の、他市の状況については、今のところ把握しております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 議会を通さず取得できる、もうそういう時代ではない。それで、身内だけでやっていると。こういったところも、何も議員を入れなさいと言ってるんじゃないですよ。もう少し考えるべきではないかというふうに思います。時間もここまで来ました。このように強く、連続して申し上げているわけですけども、今後どのように検討を理事会でしていただけるのか。これについて、最後ではないですけど、答弁を求めます。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 理事会においては、現在の長期保有の土地の状況も踏まえて協議を行っております。

公社が保有する資産については、市の先行取得に基づいた事業用地であることから、土地の買戻しなどの市との調整が必要になることから、事業完了の時期が見えないものについては、公社としてどのような判断をするのか。将来は公社が解散する必要性があることも踏まえて協議している状況でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 話を聞いていると、大きなまちとか、よそのまちの解散しようとしているところの考え方と、私から言うと、まだ乖離があるんです。解散したところはどうやっているのかという話をさせてもらいたいと思います。そこは、土地取得特別会計というような特別の会計をつくられています。そこで取得をして、特別の会計で取得をする。売買ですから、タイミングの問題がありますから、早く取得をしておいて、それで、国、県の補助をつけてもらったと

きに一般会計で買い戻すと。だから、公社の代わりに特別会計をつくって運用されている。これが本来の姿であって、何に使うかということについては、特別会計になりますから、まずこういうことですという議会の議決を得た上でその土地を買って、特別会計をやられているということで進んでおられますので、何もなくなったって、さっきから言っているように、大きなまちが事業をされてないわけと違うねんから。

もう時間もございません。ここは、理事長である副市長、葛城市のことを考えて、私は遅れているとしか言いようがない、先延ばしにしているとしか言いようがないと思っています。ここを、葛城市市民に安心を与えるようにご答弁をお願いしたいと思います。

川村議長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの藤井本議員のご質問でございます。公社の解散時期というところでございます。これは過去の議会においても、私のほうからご答弁させていただいた部分と重複する部分があるかと思いますが、現在、実際に事業として、国鉄・坊城線のように動いている事業というものもでございます。公社が保有しておりますその土地の用途がある程度、明確になってきた後に公社の解散についての検討を行っていくという流れになるのかなというふうに思っておるところでございます。具体的な時期についての明言はしかねますけれども、公社の設立の目的、また現在の経営状況も踏まえまして、理事会の中でしっかりと協議いたしまして、解散の時期も含め、検討をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 さらっとしたご意見、ご答弁ありがとうございます。この土地が残ってるねん。じゃあ答えてください。これの事業にする土地を今はまだ持ってますねんと。今持っている土地の中に道路用地、これ道路になりますねん。国鉄・坊城線やったら、国鉄・坊城線でよろしいやん。今持っている土地の中に10年以上は持っていますけど、これ道路になりますから、それが道路になった時点で解散を考えますというものなのかどうなのか。もうそれ以上は言いませんから、それやったらええよ。道路になるまでもうちょっとあるねんというなら。そこだけお答えいただけませんか。部長でも副市長でも、どっちでもええけども。道路になる土地を10年以上持ってるねんというのやったら、私はそれ以上言わないと言っている。

川村議長 藤井本議員、その内容について具体的に言うんですか。具体的に説明してもらいますか。
藤井本議員。

藤井本議員 だから、今持っている土地が、今工事が進んでいて、それが道路になるねんとか、公園になるねんというのがもう決まってるねんと。

川村議長 可能性があるものですね。

藤井本議員 いや、可能性じゃなくて、決まっているから、それをなった時点までは公社が持つねんというのならええけども、それがあのかということを知っているんです。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 公社の土地は、当初の目的を達成するために市が最終的に買えることになっておりますので、私のほうから答弁させていただいております。

今、市が保有している土地は、旧町時代からの土地でございます。ですので、毎年、土地開発公社の報告のときに、その残存している土地は皆さん方に提示をさせていただいております。残念ながら、今の持っている土地というのは、当初の目的を達成できないものであるという認識を持っております。ですので、本来でしたら、国のほうが、ほかの市町村、土地開発公社を解散された時期というのは、大体平成20年からですので、25年というのは分かるんですけど、その間は、平成21年から平成28年につきましては、国による時限措置として第三セクター等改革推進債という起債を財源とすることができ、その処理をしたというところでございます。

葛城市の場合は、その当時は多分、役場の駐車場がまだ土地開発公社のものであったと思いますけれども、それ以外のものをずっと旧町時代から保有しているものでございまして、当初の目的を達成する事業が今のところ見つかりませんので、今現在保有しているところでございます。

そして、ご心配いただいております、財源といいますか、毎年利子がかかるじゃないかというお話でございますけれども、内部的に水道会計のお金のほうから借りておりますので、大きな意味におきましては、葛城市の中での増減等はないという判断をしているところでございます。整理をするということは必ずどこかの時点であると思いますが、今、葛城市自体は、ほかとは違うというのは、葛城市は珍しく人口が増加している地域でございまして、ほかが縮小する中で、これからかなりの投資をしていく可能性が高いところでございますので、事業その他におきましては、工業ゾーン等もこれからございますし、いろんな事業がこれから考察をする可能性がございますので、今現状としては保有をしているというところでございます。ただ、議員ご指摘の意味はよく理解しておりますので、タイミングがあれば整理に向かいたいという考え方は持っております。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 市長にお答えをいただきました。開発公社は、市長が今までからお答えをいただかなかったけど、今回こうやって答えをいただいたということについては評価をしておきたいと思います。早うせなあきませんよ、ほんま。早うせなあかんことやと思いますよ。本来からいうと、財政のほうにもお聞きしたいんですけども、今、市長がお答えになられたように、正直、目的の土地はもう事業としてする土地じゃないと今、市長はおっしゃられた。ということは、解散に向けてやろうと思えば、一般会計で買い取らなあかんわけですよ。買戻しをせなあかん。平成20年代に、たしか、交付税措置のある債権というものでこれはできたと思います。今それが使えるのかどうかだけお答えをいただけたらと思います。

川村議長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。

藤井本議員のご質問で、先ほど市長が申されました、平成21年度から平成28年度まで、国

による時限措置として、第三セクター等改革推進債という起債が確かに当時ございましたけれども、現在はそういった制度がないということでご理解のほどお願いいたします。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 もう時間がないので、この件はこれで終わりますけども、国もそういう措置をやってきた。それも使われへんということやから、皆さん方、理事会に入っておられる委員がおられるわけやから、ここのところを会議の中で真剣に進めてください。

次に入りたいと思います。次は、市職員の就業時間帯についてということでご質問をさせていただきます。端的に申し上げて、今年3月の予算特別委員会のときにも割としっかりと議論をして、時間もかけたところやと思います。何かというと、第1健民グラウンド、またサッカー場、新町公園グラウンドというのかな、あそこの芝生管理の件です。芝生管理をされているというのは、私は、芝生のことには興味があって、3月の予算のときには、今まで委託していたものを今は職員がするということになって、そのときにその職員もおられて、しっかりと頑張って芝生管理をしますというお答えをされています。委員会の中でもほかの委員から、熱意を感じましたと、しっかりと頑張れよというような委員の声もございました。この職員はそのときどのように答えているかということ、夏場の水、かんかん照りになって、水やりというのが非常に大変なんですと。5時半に出てきてそれもしますということも3月の委員会の中でお答えをされて、予算特別委員会に出ていた議員は、その熱心さに期待をするというような文言が議事録として残っております。

私、興味があって、どういう形で水やりをやっているのかなと思って、グラウンドを見に行きました。確かに芝生が、7月終わりから8月のお盆過ぎぐらいまでずっと雨が少なかったんですけども、以前に遜色なく、きれいな芝生でした。これは委託していたのに、職員の方はほんまに頑張ってくれているなということで、3月の委員会の中で、根性で頑張るというようなお答えをされたこの職員に、私はお礼も言いたくて、いつ、そういう作業をされているのかな、こんなことを思っていました。芝生が青々としているから。今度9月の市民体育大会のときに皆さん方、それは感じられるだろうと思います。夏の時間の早いときだったら、私、ちょっと早く起きて出かけたときがあって、4時頃、あそこを通ると、もう4時にスプリンクラーが回っているんです。もう4時で回っているのかと、こう思いました、熱心で。ただ4時にはもう明るくなってくる頃でしたけども、そやけども、もうこれだけホースをつないで回っているということは、何時に出てはるんやろうと、こういう疑問を持ちました。

今度は、たまたま目が開いたので、夜中の3時に芝生を見に行かせていただきました。3時に家を出たぐらいで、3時をちょっと過ぎてたか分からないですけども、そうすると、もうその時点でスプリンクラーが回っているんです。水がわーっと出ている。あれ、つなぐのとか、スプリンクラーを運ぶというのは大変な作業だと思います。

そこでお尋ねするんですけども、委託にせんでも、すばらしく芝生を管理してくれた。このことについては感謝をしたいと思います。しかし、この方の仕事、何時からやられて何時までやっておられるのか。まずお答えください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

職員の勤務時間は、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び葛城市職員服務規程で規定しており、職員の勤務時間は、通常月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとしておりますが、公務の運営上、事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、別に定めることとしております。当該職員の勤務時間については、通常月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までですが、業務上必要な期間において、午前3時15分から正午までの勤務としております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 熱心さはほんまに感謝をしたいと思うんだけど、今、3時15分から仕事をされている。

私が見に行ったときは作業されてました。3時は真っ暗です。そこで、多分ですけども、私、近づいていこうかなと思ったけど、暗くて、こけたらあかん、怖いから。ヘッドライトをつけて1人で作業されています。これ、3時、そういう時間帯で暗いところで、また市役所の中で内部的に何かせなあかんとか、こういうのではなくて、水をやると。ほんまに心から芝生を愛してはると思うけども、これは労働基準法的には大丈夫なんですか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 少し通告と異なりますので、安全管理上の問題でお答えさせていただきますと、現状の気象状況に鑑みて、芝生の管理上、夜間に作業することが最も芝生によいと本人からも聞いておりまして、作業内容が主に芝生への散水作業であり、安全管理上に問題はないと聞いております。夜間の作業であります、ヘッドライトで十分作業できると聞いております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 通告を出してなかったということ、明細を書いてなかったということですけども、夜中の3時でしょう。3時にあの広い運動場で、かなり思いを持って、また熱意でされているこの職員ということについては、これはこれで本当に評価させていただきたいと思いますけど、万が一、もし、何かあれば、ほんまにどうなるのかなと。私は、議員になって、振り返ってみますと、今は防災無線になりましたけども、昔は旧新庄町では有線放送やって、有線放送の線が切れて、切れると市役所に電話があって、職員の方が上がって修理でつないでったと。皆さん方の年代では、そういう作業もされたこともあろうかと思います。そのときも議会の中で、もうそういう作業はやめて委託にせなあかん、非常に危ないということを何度も何度も申し上げた記憶が、もしかしたら、どなたか覚えてくれてはるか分からないけども、言って委託に変わったこともございます。それと同じ気持ちで話をしているんです。

また、7年前なのか、8年前なのか、10年ぐらい前、その辺になろうかと思いますが、水道の水質検査で池に行くのに、池に1人で行って、そこでお亡くなりになられたということも葛城市は経験をしているわけです。そんなんから言うていくと、こんな熱心な職員で、委託しかできなかったことは自前でもできますよというのを証明してくれはった。芝生の管

理というのは大変なんです。大変やと思います。エアレーションもせなあかんし、コア抜きもせなあかんし、スーパードリッパーで拾わなあかんし、目砂ずっとやらなあかんし、夏場は水をまかなあかん。今度、本当に市民体育大会のときに、その感激ということを皆さん方に思っていただきたいのと、それとお願いしたいのは、万が一、もし、何かあったらということを考えて、少なからずも、あそこはナイター設備もあるわけでしょう。ナイター設備をつけて作業をしていただくか、もしくは2人体制でいく。先ほど水道のお話で、水質検査に行っ、お一人で事故に遭われて亡くなられたという、これはどういう立場の人だったか。葛城市の仕事をしている人でしたけども、こういうことも経験している中で、この人を大事にせなあかんし、これからもやってもらわなあかんから、今後の課題としてご検討いただくようお願いをして、次に入りたいというふうに思います。

3問目になります。3問目は、混乱をしてもらっては困るのですが、奈良県が今まで前知事のときに進めようとしていた、五條市にある大規模広域防災拠点の話ではなくて、最近、47都道府県の中で陸上自衛隊の駐屯地がないのは奈良県だけだということは、以前から言われていたわけですが、これについて誘致の要望をしていると。五條市かなというようなイメージがありましたけど、五條市に限ったことではないと、このように発表もされました。

そこで、まず市長に、これについては市長の考え方ということでお尋ねをしたいわけですが、2回に分けて聞かせていただきます。駐屯地というものの必要性、これは奈良県として必要やというお答えになろうかと思っておりますけども、それについて、葛城市に対して、どういうスタンスでいくのか。例えば、誘致を求めるというようなお話になるのか、どういうご意見で、市長のスタンス的なもの、これについてお伺いしておきたいと思っております。まず1点目、2点目あります。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 陸上自衛隊の駐屯地ということですか。昨今、非常に災害が多い中で、自衛隊に対する国民の意識というのはかなり変わってきたのかなという思いがあります。地震等大災害があると必ず自衛隊、特に陸上自衛隊が先陣を切って人命救助や復興に協力しているという姿を見るたびに、感謝の気持ちがいっぱいになります。ですので、私は、自衛隊に対しましては、案内が来る全ての自衛隊の行事に対しまして、参加をするようにしております。それは、葛城市がそういう状態になったときにお世話になるということを鑑みて、関係づくりの意味も込めた中でございます。ただ、自衛隊そのものの意識というのは、国民の意識はかなり災害対策のほうに目が行っておりますけども、現実といたしましては、日本の国防という大きな任務を背負うところでございます。ただ、国防ということに対しまして、駐屯地であるということはある一定のリスクを背負います。ですので、そのコンセンサスが葛城市ではまだとれていない。それをまだ確認した記憶は一度もございません。ですので、行政の長としては、これは確認作業ができない以上は、駐屯地の誘致ということについては、イエスとは言い難いところがあると認識をしておるところでございます。個人的な意見と葛城市長としての意見というものは、やはりその差があるというのは、そこであると考えております。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 それについては、今、市長がおっしゃられたのと私は同じ意見です。災害のときに活躍をされていますけども、これは国防のための自衛隊やという認識、これは忘れてはいけないことであろうかと思えます。今おっしゃられたように、そんな話はどこでもされたこともないだろうし、我々も聞いたことがないと。こういうことではございますけども、ただ、奈良県でそういう誘致をしていこうといった中で、ざっと奈良県を見てもみると、奈良県の中央でつくらはるのと違うかなというような勝手な思いもございますし、葛城市もその候補に上がって来るのではないかと、このように私は思っておるし、また、聞き及んでいるところでもございます。

そんな中で、葛城市のみならずか分からないですけども、阿古市長に、県とか、また国の関係者から自衛隊の駐屯所について意見を求められたとか、どう考えられますかとか、どのように動かれますかとか、いろんなご意見を求められたことがあるのか、ないのか。なかったらなくて結構でございますけども、そういうことがあるのであれば、阿古市長が言わはった、さっき、市民からのそういう話はできていないということでございますので、そういうところも含めて、そのところを確認しておきたいと思えます。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 自衛隊そのものについての意見を求められたということはありません。ただ、過去において、前知事の段階で、五條市に陸上自衛隊の駐屯地をとという運動をされていたということがあった。その中で、なかなか、外部状況も含めて、それがうまくいっていなかったというところまでは、自衛隊の幹部の方とお話をさせていただいたことはあります。それとは別に、防災拠点で今動かれているのは、それなりの理由があるんだろうと思うんですけども、そして、県のほうからという形ではありません。ただ、市長会の中でその話題があったことは事実でございます。そのときも私は同じことを申し上げました。市長会として、もし、要望を出すのであれば、個人の名前で書くのであれば、幾らでも書かせていただきますけども、市長会として書くのであれば、市長 阿古和彦と書きますので、ですので、市長として書く場合には、やはり市でコンセンサスをとってからでないと書くわけにはいかないと考えておりますということを申し上げた記憶はございます。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今の、現段階での阿古市長の考え方というのはこの場で示していただきましたので、おおむね、私自身とあまり差はないかなというのは思います。ただ、市長に反省していただきたいのは、この間、市長をやられている中で、いろんなことがあったときに議会に報告が少なかった。いろんな考え方、水道一体化のことにしたってそうじゃない。例えば自衛隊のこういうので何かの話があれば、教えていただきたい。こういったものが今までは少なかったと思います。これは本当に反省をしていただかないと、私はこのことをご指摘しておきたいというふうに思います。考え方をどうのと言っているんじゃないです。議会に報告とか、市

民への報告とか、そういったところというのを反省していただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

終わりますけど、もういいですか。反問権。

川村議長 いえ、時間はもう33秒しかないです。そこでまとめていただく……。

藤井本議員 私はもうこれで終わろうと思っているけども、いいですか。

川村議長 どういう意味の反省かというふうに、もうちょっと説明するなら、時間いっぱい言うてあげてください。

藤井本議員 今の自衛隊の件にしたって、国へ要望していく。五條市に限ったことではない。じゃあ、誰だって葛城市はどういうスタンスなのかと、みんな思うじゃないですか。そんな話の話しかけも聞いて初めて今のようなお答えをいただくわけや。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 奈良県市長会では多岐にわたる話題がございます。ですので、その都度、市長という立場の中でいろんなことを情報収集したり、相談したり、議論をさせていただいております。ですので、それを伝えないからどうだということにはならないのかな。例えばそれが非常に葛城市に影響があることにおいて、葛城市独自で何かを要望されるということであれば、当然、葛城市としてという話にはなりますけども、今回私がとりました行動自体は、これはやはり葛城市としては認知されたことではございませんので、サインはできないですと答えたことについて、どう反省をすればいいのか、私は理解ができません。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 もう終わります。理解していただかなくても結構です。私はアドバイスをして、そういうふうにお話しただけで。以上をもって一般質問を終わります。

川村議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日5日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時02分